

平成 28 年第 1 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 28 年 3 月 11 日（金）午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

1 金田敏行議員

(1) 地域創生事業の若者・移住定住対策について

(2) 空き家対策特別措置法に伴う「特定空き家」の調査と対策の経過について

2 高森陽一郎議員

(1) 清崎地区に建設中の歴史民俗資料館建設について

3 夏目忠昭議員

(1) 移住・定住促進施策の行政内容について

4 田中邦利議員

(1) 設楽町総合戦略について

(2) 設楽ダム転流工について

5 金田文子議員

(1) 県立田口高等学校魅力化プロジェクトを早期に立ち上げ、始動させよ

(2) 「引き上げ分の地方消費税交付金の使途」を明確にせよ

(3) 老朽化した集合住宅の定住者支援を工夫せよ

6 河野清議員

- (1) 設楽ダム交付金について
- (2) 旧八橋小学校の公共補償の使い道について
- (3) 県道 10 号（設楽根羽線）の付替道路工事の早期開通について

7 今泉吉人議員

- (1) 町が管理している河川の洗掘について

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成28年第1回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。

本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

8伊藤 おはようございます。平成28年第1回議会定例会(第2日)の運営について、3月8日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、諸般の報告は議長から報告があります。日程第2、一般質問は7名の質問があり、受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1「諸般の報告」を、行います。「定期監査報告について」の報告をします。監査委員より地方自治法第199条第9項の規定により平成27年度定期監査報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

議長 日程第2「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

なお、本日は東日本大震災が発生してから、ちょうど5周年に当たる日になります。震災で犠牲になられた全ての方々に謹んで哀悼の意を表し、発生時刻の午後2時46分になりましたら、1分間の黙とうをささげることといたします。質問又は答弁中になるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。

議長 では、はじめに、3番金田敏行君の質問を許します。

3金田 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

最初に、2011年3月11日午後2時46分に東北宮城県沖を震源といたしました東日本大震災では死者15,894人、行方不明者2,563人、負傷者6,152人にもおよぶ未曾有の大災害が発生いたしました。被災されました方々に哀悼の意を表しますとともに、東北地方に1日も早い復旧、復興を祈念いたしますとともに、福島県原発の原発事故の早期の終息を願ってやみません。

今回の私の質問は、大きく分けて2つお聞きします。1つは、「地域創生事業の若者・移住定住対策」についてです。もう1点は「空き家対策特別措置法に伴う「特定空き家」の調査と対策の経過」についてです。今回の質問には同僚議員にも大きな関心がありまして、私の質問の後にも類似の質問が多々あろうかとは思いますが、通告順でありますので、私がトップを切って質問させていただきます。

まず最初に、「地域創生事業の若者・移住定住対策」についてお伺いいたします。平成28年2月の奥三河ビジョンフォーラムや3月の議会の町長の施政方針演説では、設楽町が所有している宅地を若い世帯に格安で払い下げるといふ思い切った政策を発表されました。と同時に、若者世帯が居住する新築工事費に最大500万円の補助金を支給することまで打ち出しましたことは、奥三河ビジョンフォーラム席上の町長発言で新聞紙上を賑やかしました事は記憶に新しいところでありまして、先日のテレビ放送でもありましたが、たいへん大きな注目を集めている政策となっております。500万円の補助金には、町内の事業者さんの施工とか材料供給、資機材の使用等いろいろな条件もあり、その補助金の効果は建築主さんだけにとどまらず、地域経済産業にも大きいものであろうと期待されているところでありまして。地域創生の重要課題である人口減少の食い止め策として、若者の定住対策とIターン・Uターン移住対策として、この政策の効果が大きいと期待されるところでありますが、Iターン希望者の多くの方々は新築住宅を希望し計画しているのでしょうか。おそらく多くのIターン希望者は古民家、または空き家を希望しているのではないのでしょうか。とすれば、古民家や空き家の改修リフォーム費用に手厚い補助金を用意するのも大切な政策ではないのでしょうか。現在、設楽町のリフォーム補助金は工事費の、通告では3分の1と書いてありますが2分の1の誤りですので訂正します。2分の1で、最大50万円となっておりますが、リフォーム工事費は玄関・トイレ・キッチン・浴槽など数多くありますが、どこを工事するにも50万円では手厚い保護政策とは言い切れないと思っておりますが、設楽町としてどのようにお考えなのかお伺いします。

また今回、空き家対策として、空き家内の家財道具の処理費用に新たに補助金制度を始められましたことも、今後の効果が大きいと期待されるものですが、その前に貸してくれる空き家がなかなか見つかりません。現在町内4地区で移住定住施策として検討が始まっていますが、町当局として、どのような支援策を考えているかお伺いいたします。

そこで質問ですが、1つ、新築補助金が最大500万円ならば、リフォーム補助金の50万円は手厚い政策と言えるのでしょうか。補助金の増額を検討できないかお伺いいたします。もう1点、Iターン希望者がいても貸してくれる古民家や空き家がなかなか見つからないのが現状ですが、28年度より始まる区民の空き家探しへの活動への支援と空き家が出た時の対策をどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、大きく分けた質問の2番目です。「空き家対策特別措置法に伴う「特定空き家」の調査と対策の経過について」お伺いします。平成27年度に空き家対策特別措置法が発令され、同年6月議会にて町内の空き家対策に関する町の考え方をお聞きしました。その際、「特別措置法が発令されたばかりであるから、今後設楽町としては町内の空き家状況を調査し、集計し、把握した上で検討対策を

考えていきたい」との答弁であったと記憶しております。その後、設楽町として町内の空き家状況の実態を調査し集計され、特に老朽化が進み倒壊の恐れがある空き家を「特定空き家」と判断し、その空き家の持ち主と話し合いや協議の場を持つなどして地域住民への危険・悪臭・防犯などの上で、最悪の事態を招かないよう対策を練っているものと思われまます。しかしながら、1件の「特定空き家」の対策を完了する前に、つぎの空き家が「特定空き家」へと進行し、変わりつつあるのも現実ではないでしょうか。前回の質問時にも申し上げましたが、その「特定空き家」の持ち主に、修繕や最悪撤去の勧告や命令に従わない場合や所有者が不明の建物は撤去する事ができますが、しかしながら行政が撤去や修繕を命令出来る空き家は、地域への影響や危険が特に大きいものとされています。その撤去費用はかなりの高額となるために、その支出方法を考えた時に、現実には家き屋対策はそう簡単にできるとは思いませんし、限界があると思われまます。が一方では、地域・地区住民の安心安全の暮らしのためには「仕方ない」では済まされないのではないのでしょうか。そこで質問ですが、昨年6月以降、「空き家」および「特定空き家」の調査をしてきましたが、その調査結果の数と実態はいかがかお伺いし、私の1回目の質問とさせていただきます。

企画ダム対策課長 まず1つ目の御質問の新築補助金が最大500万円であるけれども、リフォーム補助金50万円が少ないではないか。それから増額検討の考えはあるかということをございます。まず若者新築定住補助金の上限額500万円のうち、ベースになっております200万円が若者定住の基本的な補助金額で、上乗せ300万円分の150万円が「木材利用」、それから残る150万円を「町内消費」に充てていこうとするものであります。若者定住施策に300万円を上乗せしようとする意味としては、たとえば30代の若者世帯が設楽町に自分の家を新築し、職業を定め、将来にわたって定住しようという決断をするときの後押しをするもので、平成32年度までと期限を区切ってはいますが、若者にとっては大きな判断基準となることになると思います。また空き家リフォームの補助金については、期限を区切っていない制度となっております。また、新築の総額費用に対しまして、若者定住の基本補助金である200万円の割合と、DIYを含めた空き家リフォーム費用に対しての50万円と、この比率を比べてみますと、それほど大きな格差はないというふうな判断はできると思います。しかし各地区で、空き家対策がこれから進んでいこうという時期でありまして、移住定住施策を進めるために各地区の要望を聞きながら、この補助金の金額は検討をしていきたいと思っております。

2つ目の質問で、平成28年度から始まる区民の空き家探しの活動支援と、空き家が出たときの具体的な対応方法はどうかというところでありまます。現在、設楽町総合戦略の動きの中で、町内4地区を、将来に向けた自立した自治組織を目指して、直近の課題である空き家を活用した移住定住施策に焦点を絞った組織づくりということで進めております。しかし各地区での移住定住推進委員会には、活動費の実費として1地区20万円と職員の行政区支援制度を活用したサポート体制を整えていく考えであります。空き家紹介を進めていく段取りとしては、まず各地域の推進委員会や行政区などで空き家の発掘だとか、所有者との連絡交渉、各地区の推進委員会で紹介できる物件としてそろえていただくというのが、推進委員会と行政区などの役割として、まずあると思いまます。そして行政と協力しながら見学会や交流会を進めていくということとなります。そのやり方としては、

具体的には、各地区の委員会のやり方を尊重していくという方法で考えております。

また、各地区へ移住する場合、地域の魅力や集落の金銭的負担、たとえば区費だとか協力費みたいなもの、それから集落の作業、冠婚葬祭のお付き合いなどの「地域の魅力情報冊子」を集落の皆さんと協力して作成し、移住の時の参考にしたいと考えております。このことは集落の皆さん、自分自身もふるさとを見つめ直すということにもつながるものになります。

参考までに、本日中日新聞にありました、3月27日の「空き家見学会」を予定しております。移住定住施策として初めての空き家見学ツアーを計画しております。町内で6件の空き家を1日かけてバスでまわります。各地区での出迎えなどを、推進委員会の皆さんへお願いをしているところであります。以上です。

生活課長 それでは生活課から答えさせていただきます。議員のおっしゃるように6月議会で「空き家の所在や所有者調査などをし、実態把握をしていく」と言いました。その後ですが、7月の下旬から、「空き家対策に関する記入用紙」を各区長さんにお配りしましてお願いしてまいりました。結果は、利活用できるものを含め、全体で168軒。その実態としては、取り壊しの必要性があるもの、いわゆる「危険空き家」なのですが、28軒でございます。なお現地調査等はしておりませんので、正確な数字ではありません。来年度予算計上してございます「空き家実態把握調査委託」の中で、現地調査を行ってまいります。以上です。

町長 私からもお答えをさせていただきます。まず1点目の空き家のリフォーム助成費用の上乗せについてであります。新年度に向けまして、設楽町版地方創生総合戦略の一環といたしまして、特に移住定住対策を重点に、これを進めていこうと考えているところであります。これを進めるための主要施策といたしまして、御質問いただいたように、町有地を安価によって、これを提供しようということ。そしてさらに町内全域を対象といたしまして、若者がここで暮らすための新築費用、これを助成制度の充実化を図って町内外の若い方々に、この町で住んでいただいて、そして継続していただくこと、こうしたことを目的として、この制度を新たに拡充しようと考えたものであります。一方で、従来から進めてきております、空き家利用の推進を図るためのリフォーム費用、これの助成制度も、今後も継続して、これを進めていこうと考えております。そして移住定住に繋げるための施策として、これを位置づけているということであると同時に、空き家利用を考えたときに、居住するために必要となる改築部分への助成ということで、この制度を位置づけたものでございます。御提案をいただきましたように、助成費の上乗せということにつきましては、改築費が多くあるから、たくさんのそういう助成があると、そういうことで、空き家を利用する人が増加するとも考えられることもあるわけでありまして。そういったところを拡大することで利用者の増加を促していくということも、今後、考えの中に入れていくことも必要だということには思っております。したがって、単にこの費用の上乗せが多ければ多いにこしたことはないわけでありまして、上乗せについては、今後、地域で取りまとめいただきます移住定住推進委員の方々と、その皆さん方の地域の実態というものを把握しながら、意見を聞きながら、また一方では空き家の希望者の状況ですとか、そして移り住む方たちのニーズ、本当にどれくらい不足するものなのか。そういったことを確認をして、一方でやっぱりそういうものを総括する

中で、財政状況と合わせて、これらも勘案して、今後検討していきたいと考えておるところであります。以上です。

もう1点の特定空き家の調査ということで御心配をさせていただいております。この件につきましても、危険空き家に対しては、やはりこれの審査をしていただく協議会と、そういった機関がございますので、ここの方々の状況、意見を把握をしたうえで、最終的には取り壊しにいたる場合には、その費用、これの確保も必要でしょうし、またそうした問題を整理したうえで進めていきたい。特にこれは御指摘をいただいたように、安全という部分をやはり強調し、その視点でもって、なんとかそういった安全策をとれるように、その心配のむきを何とか解消していけるように、こうした作業に取り組んでいきたいというふうにも思っておるところです。以上です。

3 金田 それでは、最初の地域創生事業の若者移住定住対策について、ちょっと追加質問をさせていただきます。今回、私は一般質問の通告はしました後でしたけれども、3月7日に某新聞の報道でされましたが、設楽町では今月27日に移住定住のきっかけにしてもらおうと、町内にある空き家6軒、津具、名倉、清嶺地区、それぞれ2軒ずつある空き家をまわるツアーを開き、参加者を募集しているという報道をされました。新聞紙上では、参加対象は、夫婦の合計年齢が80歳未満または中学生以下の子供がいる人に限るとされておりますが、現在までにその募集の状況、参加状況はどのようになっておりますか。

企画ダム対策課長 今日、新聞が出ておりますので、おそらく今日の反響というのが大きいと思いますが、昨日までで4件ございます。

3 金田 4件、どのような方がその情報、私はわかりませんが、今回のツアーでもそうですが、空き家への移住定住を希望されている方への説明のときに、この設楽町としてできること、できないこと、きちっと説明しておかないと、これたいへんなことになるのではないかと。たとえばですね、上下水道の接続費用のことで、たとえば下水道の公共マスまでの接続が、特に古民家などで、もうできているところは問題ないと思うのです。問題は、古民家ゆえに、下水道を引っ張っていない、津具と名倉地区のことですけれども、そのようなお宅は当然下水の本管から公共マスまで自分で引っ張らなければいけない。接続しなければならぬ。その費用というのは、たとえば目の前の道路が、県道とか、あるいは国道だとすれば、これとんでもない金がかかるわけです。だいたい、場所にもよります、一概には言えませんが、加入金を入れれば100万円ではとてもできないと思います。で、「じゃあ合併槽にしましょうか」と言いますと、津具とか名倉地区においては、その合併槽というのは縛りがありまして、農集排ですけれども、下水ができているところの補助金が出ない。だけど清嶺地区には下水がないから、合併槽を作ろうと思ったら補助金が出る。この差を、町としてどのように考えているのか、ちょっとお伺いします。

企画ダム対策課長 この件につきましては、昨年秋から、地区で実施をしておりました意見交換会の中でも出てきたこととございます。空き家について、そういった基盤整備がなされていないものについて、そういった説明をよくしないと、思いの外の費用がかかるというところは、心配をされています。現在の制度ですと、やはりそれぞれの加入分担金は必要というところで制度ができあがっております。移住の皆さんにしっかり前提条件として説明をしていく必要がありますが、

そういった基本的な負担額というのは、今後、空き家の移住してくる皆さん方への大きな負担になってきますので、検討課題ということで考えております。

3 金田 まったくそうだと思います。実際、検討委員会で、今4地区の内容を全てを、私はしっかりとまだ把握をしておりませんが、そのような、来られる方に対する説明をするマニュアルといえますか、そのようなものができていれば問題ないのですけれども、一方では「説明しました」こっちは「聞いていません」というようなことになると、たいへんなことになると思うのです。だからそのようなマニュアルというものがあるのか、ないのか。もしないとしたならば、今後作る考えがあるのかどうかを、ちょっとお伺いします。

企画ダム対策課長 移住をしていただける方に対しまして、そういった負担もさることながら、設楽町の全体の魅力もありますし、それからこういった負担もありますというところを、しっかり説明ができる移住ノートというところを作る予定にしております。それはやっぱり詳しく作るわけなのですが、まず基本的な事項は、この年度当初に、まず基礎的な資料は整えまして、1年をかけた移住ノートというのともあわせて作っていく、そういったマニュアルを計画をしております。

3 金田 そのような移住ノートですか、たいへん結構だと思います。そういうのを作っておけば、こちらでは「聞いてない」、向こうでは「聞いた」とかいう、そういうアンバランスはないし、トラブルのもとになることは少しでも解消できると思いますので、できるだけ早く作っていただきたいなと思います。

次に、実は空き家探して、先ほど私、ちょっと「なかなか空き家が見つからないよ」と言っていて、今回6軒あるわけですけれども、「見つからないよ」というその中に、家財道具がおいてあるだとか、そういう理由で、空き家なんだけれども、使っていないけれども、貸してくれないという条件の人に、片づける、その中の家財道具や何かを片づける費用として、今度新規に10万円の補助金が計上されましたが、この政策に対しての条件みたいのがあれば、また教えていただきたいのですけれども。

企画ダム対策課長 基本的には入っていただく方が主体となって片づけということになりますけれども、やはり集落の皆さんで移住を進めていくという体制があるところにつきましては、これはボランティアにはなってきますが、片づけの手伝いというようなところを進めていっていただきたいと思いますが、この費用の10万円につきましては、業者処分代ですとか、運搬費を想定しております。

3 金田 次です。これちょっと、さっそく私のところにも耳に入っていることなのですが、今回の500万円の補助金につきまして、最近、ここ数か月のうちに新築されたばかりの若者世帯の方が、町内には多くおられます。そのような方には、今までどおり200万円はいただいているわけですけれども、この差額300万円に対する差ですね、これをそういう方々にどのように説明していくのか。どのように御理解していただけるのかを、ちょっとお伺いします。

企画ダム対策課長 ひとつの節目として平成28年度からの事業であります。その背景には、地方創生総合戦略の計画づくりもあつての事業でありますので、これはどこかで線を引かなければならないというところがあります。要綱上は4月1日というところで作っていきますけれども、そこは申請時というか、そういった日付を決めることは、これはいたしかたないと思っております。

3 金田 確かにどこかで区切りをいれなければいけないから、こういうことはおきる

のは当然のことだと思いますし、その判断、決断というのはたいへん難しいものだと思います。よいことをしようとしているのだけれども、一方では、一部の住民からは逆に「なんだ」という反発の声も出ているのも事実です。ですからそこらへんの説明を役場の方に来られたときには、丁寧な説明をしてあげていただきたいと、私はそう思っております。

次に、空き家対策について、ちょっと追加質問をさせていただきます。設楽町が調査された空き家の中で、特に危険がある空き家を「特定空き家」と判断された家屋に対する対策を、先ほどですと、28軒でしたか、ありますよと言われたのですけれども、まだこちらのほうもこのあとマニュアルというのですか、「こうなったのが特定空き家なのだよ」というようなマニュアルみたいなものはできているわけですか。そのへんをちょっとお伺いします。

生活課長 マニュアルといいますか、基準的なものは国交省で定められております。が、その決定にあたっては、町長も言ったのですけれども、協議会の中で慎重審議をいたします。その意見をもとに町が決めるわけなのですけれども、協議会の設置なのですが、来年度、仮称ではございますけれども、「空き家等対策の推進に関する条例」というのを整備して、その中に協議会の設置条項を入れていきたいと思っております。

3 金田 国交省が作っていることは、私もわかっていますが、この基準というのは、各自治体により判断基準がかなり異なっていると聞いております。ですから、町は町としての独自の、私は基準を作るべきだと思いますし、そのために協議会を通してその基準を作るのだったらそれでいいと思いますので、できるだけ早いうちに、その基準を作っていたいただきたいなと思っております。

そしてもう1点、特定空き家へと、先ほど私が言いました1軒の特定空き家の処分を考えている間に、次の家が特定空き家になってしまうと。このようにどんどん増えてくる家が多いのですが、それに対する対策等はどのように考えているのですか。

生活課長 確かにそういうことは考えられるのですが、完全に危ない、危険で、今すぐ処分といいますか、手当をしなければならぬというものも出てくると思います。それに対しては、軽微なといいますか、すぐ危険を回避する、住民の方に危険が及ばないような対策をとる決めもしていきたいと思っております。

3 金田 先ほど町長の答弁で、「この特定空き家を解体する費用を、これに対しても協議会を通してまた話し合い、打合せをした上で検討し、費用を出せるか、出せないかは、これからの財政の問題もあるが、前向きに検討していきたい」という御答弁をいただいたと、私は思っておりますが、その点はありがたいことだと思いますが、何せ苦しい台所事情もあろうかと思っておりますから、全部が費用を出してというのは無理な話だと思いますが、できる限りの応援をしていただきたいなと思っております。そして何よりも地域住民の安心、安全のために、特に私、昨年6月に質問しましたが、地震のたびにこの特定空き家が倒壊する、それがゆえに、目の前の道路を塞いでしまう、ゆえに災害復旧を遅らせてしまうという、どんどん悪循環を招くような家ははっきり言ってあります。どことは言いませんが、あります。そのようなのがありますので、早急な手を打っていただきたいと、本当に思います。ですから、難しいことだと思いますが、早急をお願いいたします。最後になりましたが、今回の大きな補助金を打ち出し、若者の定住対策に一世帯

でも多くの定住移住者が増えることを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長 これで金田敏行君の質問を終わります。

議長 次に6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。始めに5年前に東北大震災で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されて現在も非難されている多くの方々のご健康を心よりお祈り申し上げます。始めさせていただきます。

私の質問は、清崎地区に建設中の歴史民俗資料館建設についてでございます。とりあえず5項目ほど列記してあります。1点が歴史民俗資料館、田口線展示施設、道の駅の3部構成となっているが、集客導入のポイント、目玉に何を考えているのかが1点。2点目、収蔵庫が570平方メートル1室のみで現収蔵品の収蔵だけでほとんど手一杯の状況であろうと考えられるが、今後どのように考えているのか。3点、搬入用エレベーター、階段はエントランス用だけで十分と思われるが、なぜ2基必要なのか。4点目、田口線電車をそのまま展示するとなっているが、他に方法はないものか。5点、道の駅としても小規模で大型バス4台しか入れない出入りの狭さを考えると、相当魅力あるイベントを企画実行する有能かつ専任のスタッフの手当が必要となると考えられるがどうか。大いなる無駄な箱物とならぬよう構想の練り直しが必要と考えられるがいかがかです。

では具体的に質問させていただきます。現在、清嶺地区に歴史民俗資料館（仮称）の周辺整備工事がなされており、河畔堤防工事が一段落した段階となっております。キーワードは奥三河郷土館の再生と理念の継承となっております、コンセプトとして地域の民俗、自然、文化の伝承と発信による出会いの場の設定となっております。もてなしの作法が5つ列挙され、町の玄関口としての顔づくりとなっております、1番目にあげられてあるのが、心地よくくつろげる場の提供となっておりますが、これは順番としてはおかしいのではないかと思います。キーワード、コンセプトからいって、まず第1は、誇るべき設楽町の歴史、文化、遺跡、伝統芸能、それを第1番にあげるべきではないかと思っております。奥三河郷土館の再生とはどのような事業や取り組みをさすのか、具体的な説明を願いたい。たとえば東栄町といえば、東栄温泉、花祭り。新城といえば設楽原の合戦史跡。足助町といえば香嵐溪のもみじ、飯盛山のかたくり。そうであれば、設楽町には段戸の原生林、碁盤石山等の百名山、津具金山、タコウズ川の水晶、八橋のマンガンコウの鉱物資源、こういういろいろな鉱物の画像、印刷物の整備、なおかつ参候、田楽、歌舞伎、棒の手の伝統芸能の定期公演等が真剣に検討されるべきと思われまます。歴史民俗資料館、田口線展示、道の駅の三部構成となっている新しい歴史民俗資料館における集客導入のポイント、目玉は何を考えているのか具体的なイベント等の説明を求めます。

第2点、現郷土館は展示収蔵形式となっております、全フロア面積が813平方メートル中、展示室が532平方メートルと、かなり手狭感がぬぐえません。他方、新歴史民俗資料館は1、2階で960平方メートルと倍近い広さになってはいるものの、ゆとりのある展示の仕方をすると、実質、展示収蔵というような展示となり、

魅力の乏しい資料館となることが懸念されております。地下のRC構造、鉄筋コンクリートの収蔵庫は570平方メートルで1室しかなく、おそらく現収蔵品の収蔵で手一杯となると考えられます。別館として建てるにしても、敷地が狭く、手狭であり、別館建設の収蔵庫は難しいと思われます。今後、収蔵品の増加を見込んで、地下収蔵庫の拡幅を行い、設計図の地下部分の波線部分まで基礎を広げて、強化すれば、1、2階はエス構造重量鉄骨でできておりますので、3階部分の増床は容易にできるように考えられ、その増床部分の3階に、第2収蔵庫、なおかつイベントフロア広場として、活用すれば、さらに収蔵庫の魅力がアップするのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

3、エレベーターが2基設置されているが、来客用は当然であるとしても、搬出搬入用のものは不要ではないでしょうか。たとえば豊田市美術館は常時大きなイベントは1階の展示室で行っており、巨大な展示物はほとんど搬入口から手押し車で移動しており、たとえば現代工芸のような1t近いある巨大な作品でも出し入れが容易である。そういうような構造になっております。今度の新しい資料館では、搬出搬入に多量のものが必要とすれば、休館日に、作品の差し替えをする。それで十分だと思いますので、搬出搬入のエレベーターを不要と思われますが、いかがでしょうか。

第4、田口線電車を元に戻してそのまま展示となっておりますが、ほかに方法はないものではないでしょうか。たとえば電車を通して入場する仕組みを作るとか、1階横にバルコニーを設置し、そこで電車を喫茶室として休憩していただく。そういうことと同時に、田口線の歴史を知っていただくという仕掛けを作ってはいかがでしょうか。田口線が新幹線の世代の電車の車両のようなメジャーなものではない以上、その田口線の電車を見て、そこにお客さんが集まって楽しむ、そういう魅力というのは非常に乏しいと思います。このへんの考えをひとつお示し願いたいと思います。

5番目、道の駅としても小規模であり、大型バスが4台しか入れない出入りの狭さを考えると、相当魅力あるイベントを企画実行する必要があると思われます。参考までに、現郷土館は、敷地が6,193平方メートル、新しい資料館は6,350平方メートルで、ほとんど規模に差がありません。ただ現在の郷土館は、石仏公園、花山公園の導入があり、山の郷土館のイメージがよく出ておりますが、新館の場合は親水公園をいかにアピールするか、そのへんがポイントになり、なおかつ道の駅なぐらや新城のもつくるをイメージした直売所を考えておられるようであれば、歴史民俗資料館へのお客の導入はさらに難しくなると思われます。町内の遺跡がたくさんあり、そのガイドが予約できて、しかも町内のいろいろな場所の案内ができる。ガイド業を業務として展開できるような仕組みを、スタッフとともに考えていく。なおかつそういう有能なスタッフの確保が、なによりも、これから新しい資料館を運営するには重要と考えられます。館長自らがイベントを企画し、講演会それから古墳探訪、また原生林散策ができるようなそういう体制を整えるべきと考えますが、新しい容器に、新しいスタッフを入れる考えはいかがでしょうか。

最後に、現資料館のパンフレットが非常に貧弱であります。かつては今の設楽町の文化財という規模の22ページほどの資料がありましたが、今、紙切れ1枚で、しかも郷土館の建物がほとんど裏にちっちゃくしか載っていません。ですか

らこのくらいの扱いです。その資料館を新築するには、よほど並大抵の努力では、設楽町活性化の起爆剤になるということはありません。そのパンフレットの導入から始めて、また新たに設楽町の魅力を、そういう文書でもアピールできるような、その根本をしっかりと押さえてもらいたいと思います。以上で、第1回の質問を終わります。

教育課長 それでは高森議員の御質問にお答えさせていただきます。まず最初の歴史民俗資料館、田口線展示施設、道の駅の3部構成となっているが集客導入のポイント、目玉に何を考えているのかということでもあります。歴史民俗資料館や田口線展示施設は、文化財の保護、保存を第一目的とした教育施設であります。性質上、観光施設とは区別されるべきものであります。設楽町に玄関口に建設されることもあり、設楽町を訪れる多くの方々に設楽町の歴史と文化を紹介する指名も併せ持つものと考えております。設楽町をわかりやすく紹介するための常時展示とあわせ、より詳しく学ぶことができる企画展示を展開し、来場者を獲得したいと考えております。また来場者のニーズにあわせたワークショップを数多く行うことによって、多くの方にリピーターとなっていただけるような事業展開をしていきたいと考えております。議員御指摘のように、この歴史民俗資料館が最終目的地として存続するような、「今日は設楽の博物館でこんなイベントをやっているから行ってみるか」と言われるような施設にしていきたいと考えております。併設される特産物の直売施設や飲食コーナー、交流スペースや親水公園などを活用して、町民の方々と一緒にイベントを企画運営し、観光PRも図っていききたいと考えております。

2点目の収蔵庫が570平方メートル1室のみで、現収蔵品だけでほとんど手一杯の状況であろうと考えられるが、今後どのように考えていくのかということでもあります。現在の郷土館には、1万点に近い文化資料が収蔵展示されており、現在のスペースでは手狭になっていることは、御指摘のとおりであります。ただ現在の所有資料の中には、温度、湿度管理を必要としないものや、重複する使用も数多くありますので、今回を機に、これらをきちんと整理して、資料のデジタル化などを行いながら、適正管理を行っていききたいと考えております。歴史民俗資料館に全部の資料が収まるとは考えてはいませんが、たとえば新たな収蔵庫が必要になったとしても、清崎地区に設置する必要もなく、別の場所で検討していくことになろうかと思っております。地下室の設置につきましては、基本構想で平成21年の調査を本に検討してまいりましたので、展示の基本設計を検討する中で、満足な温度管理、湿度管理をしていくためには、相当の費用がかかるということで、建設費が予定を大幅に超えてくることから、地下室はすでに断念しております。

3番目の搬出入用エレベーター、階段はエントランス用だけで十分と思われるが、なぜ2基必要なのかということに対しましては、エレベーター設置は、議員がおっしゃるような展示品の入れ替えを楽に行うために設置するわけではありません。資料館に収蔵展示する文化資料は、温度、湿度管理に加え、害虫防除も適切に行う必要があります。このため、博物館では搬出入用エレベーターと荷解き室を設けて、ここで薫蒸処理などを行う必要があります。このエリアは一般客は立入禁止区域とすることが一般的であり、こうしたことから客用との併用は不可能と考えております。

4番目の田口線電車をそのまま展示するとなっているが他に方法はないものかという御質問ですが、田口線車両は、設楽町の発展を支えた歴史遺産であり、貴重な文化財であると考えております。今回、この車両が、当時の活躍の場所である田口線清崎に戻ることによって、設楽町の歴史を振り返ることができると考えております。設楽町文化財保護審議会にて検討を重ねた結果、現在、車両内に展示してある貴重な資料は、新設される資料館で保存展示を行って、車両内部は当時の状態に戻して、文化財としての価値を維持しようと考えております。純粋に文化財としての展示を基本としてまいります。交流の場は、車両展示の目の前が交流広場になりますので、そちらの活用で考えていければと思っております。

5番目の道の駅としても小規模で大型バス4台しか入れない出入りの狭さを考えると、相当魅力のあるイベントを企画実行する有能かつ専任のスタッフの手当が必要と考えられるがどうか。大いなる無駄な箱物とならぬように、構想の練り直しが必要と考えられるがいかかという質問ですが、今回、民俗資料館とともに観光施設が併設される予定であります。あわせて敷地内に交流広場を設けており、河川側には親水公園も設けられております。こうした新しい観光スポットも有効に活用されなければ、議員御指摘のとおり「大いなる無駄な箱物」となってしまいます。現在、道の駅的な施設は、地元組織に管理をお願いする方向で動いております。行政としても、これらの施設を地域振興の核として、地元運営組織と協力して、また町民の皆さんから有効なアイデアをいただき、地元と行政が力を合わせて、地域振興に繋げていきたいと願っております。以上であります。

町長 高森議員から、この歴史民俗資料館を中心とした、これからの整備等について御質問をいただきました。私の思いというか、それをまずはお伝えをしたいと思っております。御承知のように、設楽町も含めて全国各地で地方創生という、そういうひとつの大きなテーマを持って地域づくり、まちづくりにこれからは特化して挑んでいかなければいけないということがみえております。そうしたなかで、設楽町として何をこれから求めて、そうした特化したもので、地域の活性化を生み出していくか。また継続してまちづくりをどういう形で進めるかという大きな観点の中で、ひとつは私は先ほど申し上げたように、人材の確保、移住定住、それはもちろんですが、それと含めて、やはり新しい分野での人の集客を求めていく必要があると考えております。その一環としてやはり観光資源というものを新たに創出していく必要があるだろうと。これ今までに設楽町にはなかった部分を、やはり強調しながら、新たにそういった部分を作りあげる。そういったことが必要だろうと考えております。その一環として、まずは多くの人たちが立ち寄っていただける、そういった集中的に人が集まれる、そういったエリアゾーンを、やはり象徴として作っていくことも必要だろうという、その一環の中で、ここの清崎エリア、ここは設楽町の南の玄関口になるわけですが、その国道筋と、それから豊川沿線の両方にかけておるところへ、歴史民俗資料館を中心とした道の駅構想を打ち立てて、これを整備しようと考えております。その中に、テーマとして、何が設楽町に見えるのか。将来何を考えて、中心的なところで繋げていくかという御質問にあるわけですが、私は自然と言えば従来からある山ですとか川ですとか、そういったものはもちろんですが、やはりそれとあわせて、歴史民俗資料館というのは、今まで現存している奥三河総合センターの隣にあるわけです。やはり場所的に、人が行き来しやすい環境にはないだろうと思っております。

やはり山の高いところまで上がっていかないと見られない。したがって、国道筋で、多くの人たちが立ち寄れるそういったところへ移していきたいなというところへ、視点として設置しようと考えたわけです。それとあわせて、以前にも御質問等があったわけですが、歴史民俗資料館だけを1個箱物を造ったら終わりか。そこだけに集中して人が来るかというような御質問も日々いろいろいただいております。そういったものも含めて、やはり今申し上げたように、道路上で通行する人が、まずそこに立ち寄れるスペースと、それからそれにかかる休憩施設ですとか。また物販等の販売ができる、地域の地場産のものをそこで提供できる。そしてさらに、地域の特化した、たとえば食の提供、隣には八雲苑さんが経営してみえる鮎の料理ですとか、そういったものと一緒にあわせて、またこれからジビエという、津具エリアで、そういう加工工場を設置していただいておりますので、そういったところのジビエの料理の提供ですとか、そういうこの地域にあったそういったものをそこで提供していけるような場所にしていきたいなと思います。それと、豊川の沿線上、将来は設楽ダムがやはりこれはできあがってまいります。そうすることによってですね、このダムエリアをどういうふうに活かすか。それをやっぱり観光の資源のやはり中心的な使い方というか、そのあるべき姿というものをやはりそのなかに入れて、道の駅から豊川沿線上を上がっていくと、旧田口線の鉄道敷き沿線を使って行き当たったところがダム湖の壁になるわけです。そうしたダムのえん堤の中を管理用のエレベーターで129m上がると、ダム湖が広がる。またそのダム湖の隣には、下流の交流施設ゾーンをこれから整備する。そういったものとあわせて、ダム湖エリアでいろいろなマラソンですとか、それからウォーキングですとか、いろいろなイベント事業ができるような設置も考えていく必要があるかと思っております。で、さらにその上に上がると、きららの森ですとか、それから名倉あたりまで上がっていくと、やはり名倉にも道の駅がある。そして茶臼山の芝桜、そして豊根村さんの経営してみえる道の駅、そしてさらには東栄町の温泉、そして新城のもつくる・新城の道の駅、そういったものを、チェーン化をして奥三河全体の観光資源として活かしていく。その拠点にもしていこうと思っております。したがって、これから将来を見据えて、そういったことで多くの人たちが立ち寄っていただける。そして新東名の新城インターから奥三河へ足を運んでもらったときに、そういったゾーンとして整備をしていこうと考えているところです。そして先ほども申し上げましたけれども、その道の駅も経営自体は地域の人たちが一緒になっていただいて、そして経営組織体を構成してもらって、その人たちによって経営と管理をお願いしていこうと。そうすることによって、雇用の創出、そして活性化に繋げていく。そういったことを全面に掲げて、このエリアゾーンを整備していきたい。こういうふうにしていくところです。その中には、歴史民俗資料館の中にはご指摘をいただいた歴史ですとか、伝統芸能ですとか、そういったものも、きちっと配置をしながら、そういった魅力のあるというか、この町独自のそういったものも陳列方法としては考えていっていただく。それは専門的な知識を有している方ですとか、また町内の文化財保護審議委員の人たちですとか、そうした方々の意見を集約する中で、これをまとめ上げていきたいと思っております。以上です。

6 高森 今、たくさん町長から話をありがとうございました。私も一応、基本的にはそういうとらえ方をしております。設楽町だけでは動かない。しかし、今、物を

造っているのは設楽町ですので、設楽町のこの箱をどう動かすかということが一番ポイントですので、とりあえずもう1回聞きますが、歴史民俗資料館の売り、目玉は何でしょうか。

教育課長 展示のコンセプトとしては、「地域の魅力を再発見し、設楽らしさを知る展示で、豊かさの意味や価値を考える」という基本コンセプトを持っております。これから展示、具体的に検討をしていくわけですが、自然の豊かさですとか、高低を、高さを意識した展示ですとか、あと当然、うちは歴史民俗が豊富でありますので、時代、時間軸にそった展示ですとか、手に触って、物に触れるとか、あとは個別の民俗芸能の体感できるような施設、展示ですとか、いろいろなことが考えられますけれども、設楽町を理解して自分たちが再発見できるような施設にしていきたいと考えております。

6 高森 ありがとうございます。結局、歴史民俗をきちっと資料館で展示する。展開する。これが一番の根本だと思います。よく手前の方の道の駅にお客さんを集めれば、お客がその動線で資料館まで来て、すらすらって中入って資料を見るだろうという安易な考えがありますが、今のお客はワンコインお客が多くて、非常にシビアです。250円、300円のそういう金でも、なかなか出そうとしません。そういう人たちをいかにふれあい広場から一歩進めて、ゲートウェイ、エントランスまで彼らを引っ張っていくか。そのへん知恵が非常に大事だと思います。それにはやはり東栄町とほかの地域のように、生きた芸能がその場で展開されている。「行けばああいう実演がある。」「こういうことが見られる。」、そういうしゃべらなくても地域がいろいろな人たちが、そこへ参加した人たちが、そのアピールを、魅力をアピールしてくれる。そういうふうな展開を、構想を練っていかないと、やはりものはこれだけ何万とあります。それだけの自己満足に終わってしまうようなそういう資料館になる可能性がありますので、そのへんの歴史の遺物を、いろいろのものの展示を含めて、なおかつ民俗の伝統芸能をどんなふうにその場で展開するのかに関しての、もう少し具体的なお話はいかがでしょうか。

教育課長 先ほど申し上げましたように、展示に関しましては、これからまた実設計と入っていくわけですが、毎週毎週、たとえばですね、田峯田楽をそこで現場で披露するとかは、そういうことは不可能でありますので、映像とか、体感できる道具ですとか、そういったものを手に触れる物だとか、そういった物を具体的において、映像なんかで見られるようなことは十分今後できる可能性のあるものだと思います。花祭りなどに関しましても、北設楽郡内の15箇所の映像を全て記録保存されたのが、つい最近届きましたので、そういうのを加工して、たとえば津具と古戸の比較ですとか、舞の違いはどんなところにあるのかということも、できればわかるような資料を作りたいと考えておりますけれども、がぜん私も素人でありますので、今後プロの方たちと相談をしながら順次内容は詰めていく予定であります。

6 高森 大事なポイントを言われました。私の出身の能登半島輪島は伝統芸能、御陣乗太鼓があります。これ上杉謙信一族を撃退した祭ですが、これは伝統芸能ですが、ちゃんと出張しております。伝統芸能の出張演舞。だから別に伝統のものだから動かせない。それはそれなのですが、そういうふうな継承するためには、そういう人材を育成するその場がこの民俗資料館の一番大きな業務になるような、そういうような感じがいたしますので、展示プラスアクション。要するに各地区

の伝統芸能を、この北設全部で保存するための手立てをこれから考えていく。そういうふうな育成事業というようなことを、資料館が率先してやるということが一番大事だと思いますが、その将来展望に対していかがでしょうか。

教育課長　そういう機能を持った新郷土館にしていきたいとは考えておりますけれども、私としても花祭りなんかの会議「花祭りの未来を考える実行委員会」というのが組織されておまして、どうやったら未来へ続けていけるのだということを検討しておりますけれども、なかなかいい智恵が浮かばない状態であります。私の所属する田峯でも、田峯田楽も世襲制をすでに崩して何とか継続できるようにということで、今、世襲制も崩れております。さらに近い将来にはよそからきてやっていただくというような状態になるのではないかというふうに危惧しております。何とか今回の総合戦略で若者を呼び込んで、そのようなものも維持できるような方向に地域全体で取り組んでいけたらいいと考えております。その中心が郷土資料館であったら、なおいいかなと考えております。

6 高森　次に移ります。地下収蔵庫の拡充に関してですが、まだ設計図段階で、実設計が30,000千円から60,000千円、ポンと上がって出てきているのですが、60,000千円の範囲で破線部の確か200平方メートルかそれくらいをぱっと基礎を増やすだけのことかと思うのですが、鉄骨もそんなにかからないような気がします。それを基礎をきちっと強化すると、エントランスからスポンと大きな3階建ての形の建物が。あとはもうエス構造ですから。鉄筋を、重量鉄骨を並べるだけです。安くできると思うので。そういう思い切った、将来のニーズを、要するに伝統芸能がちゃんと演舞できるような、そういうような設定もしながら、きっちとコンセプトどおりに、コンセプトを実施していく、その場所づくり、スペースづくりをしっかりすべきだと思います。すみません。もう1回そのへんのことで。どうしてその金がかかってできない。これは1,681,000千円の箱物ですが、いくらでそれができるかとかに関して、その範囲でできないでしょうか。その地下の基礎工事は。いかがですか。

教育課長　展示収蔵に重点を置くと、とてもその金額ではできなく、高森議員が言われるような3階建てとかいう施設ですと、できなくなる可能性があります。今のところまだ金額をはじいているわけではありませんので、16億円という基本構想は、平成21年度の調査を本に作ってある数字でありますので、総合計画というのですか、水源地域整備計画なんかでも10億円という数字が動いておりますので、16億円はとてにかい離れた数字であります。そこまでお金を出せる余裕は、設楽町にはとてもないと思っておりますので、できれば10億円相当で押さえたいと考えておりますので、とても地下に収蔵庫を作って湿度温度の管理を兼ね備えた建物は無理だろうと思っております。

6 高森　資料には16億円とありましたので、そのままあげたのですが、もし16億円できないのであれば10億円でも結構ですが、そのお金をたとえば増築別にしても、たとえば親水公園の方へどんなふうにそのお金を振り分けるか。それはいかがでしょうか。要するに、建物は親水公園と一体でできていますので、郷土館に来た人は必ず親水公園に導入しなければならない、そういうようなのになっていきますが、その親水公園の方のアプローチで、たとえば10億円で2階建ての現設計図のままいったとしても、どこにその魅力をさらに親水公園とタイアップしてもたせるかに関して、そういう案はございますか。

教育課長 建物の方に関して、つい先日、基本設計の業者がプロポーザルによって決まったところであります。まだこれから打合せが、第1回の打合せがまだしていない段階でありますので、どういう業者が提案してくるか、私にはわかりませんが、少なくともあの位置に建つということ、まず先に、親水公園の方は県が今作っていただいておりますので、先ほどの行った歴史民俗資料館の建設費とは一切関わりがありません。ですが、親水公園の目の前にできるということでもありますので、当然、歴史民俗資料館のいずれかのどっかで親水公園の景観を眺める。楽しめたり、あるいは国道側の田口線の施設が見学できたりというような、景観というのも、当然配慮して、基本設計を組んでいくことになる。素人考えですが、なるというのは、当然そういうように思っております。

6 高森 田口線の方にいきます。田口線は私もこの前郷土館に行ったら、老夫婦の方が2人来られて、階段上がったかどうか、下から撮影をしていましたのでわかりませんでした。なかなか田口線というのは設楽町にとっては大事な生命線だった場所なのですが、一般の人に関してはなんか古ぼけた茶色いような汚いイメージが強いのですが、それがあそこに展示するとなると、当然、ペンキ塗り替えとかいろんなそういうことをなさってきれいにして、ぴかぴかにして、当時使っていたくらいに、そういうふうな状態のいい状態で保存されると思うのですが、そこへお客さんを導入するそのポイントは、ただ置いておけばお客さん来るでしょうか。たとえば小学校とか中学校とか、そういう社会科で、「田口線がこうやっていてこういうことがありましたので、現在ここにあります」という、実生活に則したそういう説明とかそういうアプローチがないと、なかなか電車の中へ子供でも乗り込んでということは不可能な気がします。ただ展示して9千万円近いお金を使って、それでお客が来るとお考えでしょうか。何か目玉とか、アプローチ、イントロダクションのそういう手法はございませんか。

教育課長 先ほども言いましたように、今あの中にある田口線の資料というのは、資料館の中で保存展示していくということで、電車についてもプラットホームを付けて中に入れるようにするだろうとは思いますが、どうしても入っていただきたいというものではなくて、あの資料というのは、私小さいころに記憶がありますけれども、電車で木材を引っ張って木を運搬するっていうようなことが、開通当時は主な任務だったと聞いています。私の家の近くにもセメントの大きな、この部屋くらいある小屋がありまして、セメントがずっと積んであった。そういう産業の文化遺産であるという意味合いで、設楽町の歴史を語るときにどうしても必要になる施設、文化財だという観点で展示する予定であります。

6 高森 文化財だとなおさら身近に、中に入らせていただいて、体験していただく。そういう体験コーナーが必要になると。特に現在の子供たちは体験するというだけでものを学ぶことが多いので、そういうようなアプローチをぜひお願いします。

それからエレベーターの件ですが、先ほど言われましたように、いろいろと物を出し入れしてということもあると思うのですが、出し入れするのはお客さんがいないときが多いと思いますので、やっぱり無駄は省くという点からも、そのへんは16億円が10億円になったのならなおさらけちらなければいけないところも出てきますので、エレベーターの部分だけでも倉庫になればありがたいと思いますが、そのへんまた検討をお願いします。

それから一番最後になりますが、やっぱり新しい入れ物を作るときは座って待

つようなそういう態勢ではだめです。その分野に秀でた人をやはりどんとトップに据えて、それで新しくいろいろなイベントをする。もう設楽町を引っかき回すくらいの、そういう元気のある人をやっぱり導入すべきだと思います。以前はそういう人がいましたが、今は天下り方式みたいで、すんなりと入っていく場所になってしまった感があって、よけいに動きがなくなっていますので、そういう意味で、せっかく 10 何億使う大きな建物ですので、中にいるスタッフを最初からきちっと選任して、伝統芸能はこいつ、山のことはこいつ、それで文化の継承はこいつ、そんな感じでスタッフをいくつか契約でもいいですから選任して、新しく多くのスタッフでその館を動かす。そういうふうな新体制が備わっています。そのへんの構想についてはいかがでしょうか。

教育課長 今、スタッフに関係をしましては、まだ私の段階で検討、近隣の資料を集めて、どういうふうに運営をしていこうかということ、教育長、町長に提案すべく、今資料を集めて検討をしている段階で、当然、開館のときに間にあるでなくて、開館準備に携わってもらふ必要があると思いますので、そのスケジュールにそって、どういう、必要最低限のスタッフとはどういうものかというのを、じっくり考えていきたいと考えております。

6 高森 なにしろまだしっかりと定まっていない状況のようでありますので、これからしっかりと新しい入れ物に新しい知能を入れていく。要するに頭脳、人間を入れると、そういうような形で偉大な箱物にならないような、そういう対策をお願いします。私は別にこういうのは反対ではありませんが、収蔵庫に見合った、少なくともパンフレットとか、いろいろなことはきちっとして、画像とリーフレットとすべてで設楽町がわかるような、そういうようなわかりやすい宣伝をして、しかも我々が簡単にそれをいろいろな人たちに配れるような、そういう体制を作ってほしいと思いますので、協力をお願いします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10 時 35 分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 35 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、4 番夏目忠昭君の質問を許します。

4 夏目 それでは本壇より第 1 回目の質問をさせていただきます。その前に東北大震災 5 年目ということで、哀悼の意を表させていただきます。

私からは、移住定住促進施策の行政内容についてお伺いします。設楽町平成 28 年度当初予算の中心核は、「総合戦略」の「移住・定住施策」です。「総合戦略」の意図と「移住・定住施策」の目指す意味合いを町民の皆様方にご理解いただき、設楽町の共通認識と捕らえていただきたいという想いと、町外の、特に大都市の住民の皆様方への PR となればとの想いの下、あえて一般質問させていただきます。「当初予算の概要」でも縷々説明されていますが、その詳細をお伺いします。

1 つ、「空き家実態把握調査業務委託」、これは本年度載っていますが、この調査データの公表の有無と活用方針について。2 つ、「若者を対象とした町有地の宅地分譲制度」の町有地の場所と区画数及び分譲価格について。3 「若者定住促進

住宅補助金」の補助対象資格と上限 500 万円の補助率及び何年度までの補助制度なのか。また、7 件分とあるが、超える要望があった場合の対応について。4「空き家・空店舗流通補助金制度」の 320 万円は何件分を想定しているのか。想定外複数件要望の場合の対応について。このうち、「地域の拠点とする場合の改修」とは、ある程度目処のある話なのか。このへんをお伺いします。5、現在、町内 4 地区で熱意ある地域住民の総意の下「移住・定住促進推進組織」が設立中である。この場合「若者」以外の町外住民の町内移転も想定されます。このような事例の補助金が「上限 50 万円」では、若者との不均衡が指摘されることが十分に想定されます。補助率 2 分の 1 としても、空き家改修費用が 100 万円では低想定です。4 地区住民組織の熱意に応えるためにも、上限 200 万円まで引上げを検討してはどうか。6、現行の「空き家仲介奨励金」制度は不動産業者への奨励金です。報酬等を経て業務としている者への奨励金を改定し、町内 4 地区「移住・定住推進組織」への奨励金に改善し、その活動を奨励されてはいかがでしょうか。ちなみに契約、現在のところ、業者のほうは 1 件 10 万円とか 5 万円とかなっていますけれども、この契約を 1 件 3 万円程度で奨励されてはどうかということを進言いたします。以上で本壇での第 1 回目の質問を終わります。

生活課長 それでは生活課からお答えいたします。1 問目の「空き家実態把握調査業務委託」の調査データの公表の有無と活用意志についてのことであります。金田議員の答弁と重なるところがございますけれども、よろしくお願ひいたします。まず空き家実態把握調査の詳細でございますけれども、空き家に関する基礎調査といたしまして、計画準備及び資料収集整理、それから所有者調査、空き家カルテの作成等を行い、空き家実態調査として、調査計画準備、現地調査、これには特定空き家と指定するか否かの判断基準とする外観調査も含まれています。と空き家に関する問題や課題の整理等を行い、「空き家等対策計画」策定の基礎とします。現在、総合戦略で行われている移住・定住の取り組みに向けて、町内 4 地区で、推進委員会の設立が進行中であります。先ほど、金田議員の答弁で申し上げました調査資料を基に、推進委員会、企画ダム対策課と共に進めてまいります。業務分担として、利活用のこととなりますと、企画ダム対策課、修復不可能な危険家屋のことは、解体も含め生活課の管轄となります。委託調査データの公表でございますけれども、プライバシーに関係ないもの、例えば、数字的なものは、公表可能であります。

2 つ目の若者を対象とした町有地の宅地分譲制度の町有地の場所と区画数及び分譲価格についてでございますけれども、4 地区、12 区画あります。1 つ目は、折地地区、元愛厚ホーム設楽苑の場所でございます。現在県営住宅南側であります。6 区画のうち、100 万円が 5 区画、108 万円が 1 区画です。2 番目は小木山地区、元の総合センター駐車場の場所でございます。3 区画のうち 79 万円が 2 区画、149 万円が 1 区画です。3 番目なのですが、中島地区、栄町中島の教員住宅の上側になるのですが、1 区画、89 万円です。4 番目ですが西貝津地区、田口高校体育館の山手の方なのですが、2 区画ございまして、121 万円と 134 万円となっております。以上です。

企画ダム対策課長 それでは 3 問目の「若者定住促進住宅補助金」の補助対象資格、それから上限 500 万円の補助率、何年度までの補助制度か。7 件を超える要望があった場合の対応はというところでございます。まず現在、「設楽町若者定住促

進住宅補助金交付要綱」は、すでに平成 25 年 3 月に定めております。既存の補助要綱での補助対象資格は、中学生以下の子供を有する者、又は配偶者を有しその配偶者との年齢合計が 80 歳未満の者で、新築住宅が平成 33 年 2 月末までに完了して居住できる者、さらに 5 年以上その新築住宅に居住する者が条件となっております。既存の 200 万円へ新たに 300 万円上乘せしようとする要件については、その 300 万円のうち、150 万円を木材利用、残る 150 万円を町内消費に役立てていくというものであります。つまり、上限 500 万円の補助金を受けようとする場合には、条件が 3 つあります。まず 1 つ目、先ほど言いました「若者世帯であること」、条件 2 つ目、「地元業者から購入した木材の利用であること」、3 つ目、「原材料購入、発注工事などが町内支払いであること」という条件が概要であります。3 つある条件の補助率は、まず条件の 1 つ目の「200 万円の若者世帯の部分が補助率 3 分の 1」、条件の 2 つ目、「150 万円の木材利用の部分が補助率 2 分の 1」、条件の 3 つ目、「150 万円の町内消費の部分が補助率 5 分の 1」というように、目的を分けて補助率を設定しています。この補助制度の期限としては、平成 33 年 2 月末までに工事完了して居住するということになっております。新年度予算枠としては、3,500 万円を確保しておりますが、不足する場合には、補正対応ということで考えております。

4 つ目の質問であります。「空き家空き店舗流通補助金制度」の 320 万円の内容であります。それから想定以上の件数の対応。それから「地域の拠点にする施設」の目処というものでございますが、まず、地域の拠点となるような、たとえば短期宿泊やお試し空き家となるようなリフォーム費用としては、補助率 10 分の 10 で補助金 200 万円。入居者が直す通常の空き家リフォーム補助として、補助率 2 分の 1 で 50 万円が 2 件分。家財の撤去費用として補助率 2 分の 1 で 10 万円の補助金が 2 件分、合計 320 万円となります。これは空き家でも空き店舗でも同様に補助対象と考えております。予算の不足が生じれば、補正対応ということで考えております。この「地域の拠点となるような施設」は、町内 4 地区から募集をしていきます。現在、候補となりそうな家屋はございますが、地域の推進委員会と協議を進めながら、移住定住の拠点となるという場所を目指して進めていきます。先ほども申しましたが、3 月 27 日、日曜日、この移住定住施策として初めての「空き家見学ツアー」を予定しております。

質問 5 つ目、空き家リフォームの 50 万円は低いのではないかと。200 万円まで引き上げたらどうかというところでありまして。これも先ほど概略を御説明させていただきましたが、若者新築定住補助金の上限 500 万円のうち、200 万円が若者定住の基本的な補助金であるということでありまして。新築の総額費用に対しての 200 万円の割合と、空き家リフォーム費用に対しての 50 万円の割合ということで申しますと、格段に大きな差があるということではないと思っております。また、若者の新築を含めたリフォームへ、300 万円の無利子融資の制度があるということもありますので、活用していただきたいと思っております。しかし、これも先ほど町長が申し上げました、各地区での空き家対策が進んではおりますけれども、移住定住施策を進めるため、各地区の推進委員会の皆さん方、それから各地区の行政区の皆さんの要望を聞きながら、金額については検討をするということでありまして。

6 つ目の「空き家仲介奨励金」を不動産業者ではなく、4 地区の推進委員会へ

振り分けたらどうかというところであります。そもそもこれは、新規奨励金ではございませんで、不動産業者の協力も必要な仲介業務で、不動産業者の実費負担という考え方で謝礼を確保しております。単純な奨励金ではございません。不動産業者が空き家仲介を行う場合、例えば賃貸物件で2～3万円の手数料で、たとえば設楽町の山間部ですとか、遠隔地を何回もの移動距離、移動時間を費やすということが考えられます。これらについての必要実費ということで算定しております。それから4地区の推進委員会へは、予算項目で言いますと、自治振興費の交付金「地域づくり支援事業交付金」の中で、1地区20万円という交付金を想定しております。以上です。

4 夏目 先ほどの、まず1番、「空き家実態把握調査業務委託」、これにつきましてですが、要するに生活課の業務として本年度調査を行い、そしてその調査を委託するということのようなのですが、ここで最終的にそのカルテの作成をし、後々の今回やる空き家見学等の、それから特定空き家の認定、そういうようなもののデータの基にしたいということのようでしたが、これから行うものと、昨年までに行った区長を通しての空き家実態調査、あの時の説明では168軒あって、そのうち取り壊しが28軒というふうに私が聞いておりましたが、だいたい区長さんが行ったようなものを基礎データとしながら、この調査委託はですね、業者にすることなのか、そのへんのところをまずお伺いします。これが1点。

それからこの出たデータを、4地区の方の空き家推進組織、移住組織ですが、こういうようなところにそのデータをお渡しして、有効に活用してもらって、所有者との接触にあたらせると、こういう意思があるかどうか。この2点をお聞きします。以上です。

生活課長 最初の質問でございますけれども、先ほど答弁いたしました168ありまして、その中の危険と思われる、解体の必要なものが28ということであります。まだ現地調査してないものでありますので、確定な数字ではございませんけれども、この調査を基礎調査として、この調査で業務委託を進めてまいります。基礎としてやります。

2番目のデータを4地区の推進委員会との地区の関係ですけれども、このデータを基に、地区と協力しながらやってまいります。

4 夏目 空き家推進組織の方は、確か企画ダム対策課が取りまとめをしているはずですが、そうしますと、生活課と企画ダム対策課との横の連携が必要になってきますが、そういうようなところでなおかつ設楽町の4地区が有効かつ効率的に活動するために、そういうようなデータの公表を4地区の方にすると、こういう理解でよろしいでしょうか。

生活課長 そのような形で、横の繋がりを持って、スムーズに行っていきたいと思っています。

4 夏目 大いにそのデータを活用して、空き家空き店舗の発掘並びにそして移住定住の方に繋げていただきたいと思います。

2番目に、町有地の区画数と分譲価格についてですけれども、当初予算の概要とも見比べてみますと、全部で12区画ということのようでございます。分譲価格については1万円というように私も聞いておりますけれども、こういうようなことでいきますと、若者を対象とした、先ほど企画課長、今までの若者定住促進住宅補助金200万円に、なおかつ今回は、木材費用並びに町内消費ということで

300万円を上乗せしたと。ただそういう理屈付はいいにしても、若者にこちらの方の設楽町に空き家を利用して、または新築の町の方の分譲宅地を利用し移住定住してもらおうという趣旨案については変わらないことですし、その一見上のPRでは、完全に若者に対して500万円を補助するというイメージでとらえられております。そうしますと、若者に対して、町の宅地分譲制度、要するに1万円で行えますと、今までこれについてはダムの移住の関係で県が行ったものについて町が受け取った、そういう宅地分譲のものでありますので、それはそれで結構なんですし、そういう制度を設けた上に、こちらのほうに若者に来てもらうということについては、私も大賛成ですので、それはそれで結構です。ただそうしますと、若者を対象とした宅地分譲制度と、それから上限の500万円をプラスしますと、たとえば100坪あったとして、1坪1万円としますと、6万円マイナス1万円ですので5万円儲かる。すなわち100坪とするならば500万円の土地の補助金を受けたと同じ感覚になります。そしてなおかつ500万円の補助金を受けて1,000万円、なおかつ先ほど申しましたようにリフォームの無利子の補助が500万円ありますから、1,500万円ほどで、要するに基礎としてやるならば、最低線2,500万円としても、あと1,000万円用意をすれば若者はこちらへ来ていただける。これは相当大いなる制度でございますので、私としてはもう大々的に町のホームページなり、そちらのほうでPRしていただきたい。ホームページの立ち上げについては、新年度またやるということになっておりますので、それは結構ですけれども、要するに単に若者定住組織の500万円だけではなくて、若者に向けた分譲宅地の平均的な物を算定すれば、それも500万円。あわせて1,000万円。無利子が500万円ですので、1,500万円ほど用意しておりますよと。そしてなおかつ自分の持ち分が1,000万円くらいあれば、こちらの方に十分立派な住宅が建てられますよと、そういうようなPRの仕方ひとつ必要ではないかと思っておりますが、そのへんについてこれからのPRの仕方並びにそういうような制度の確認についてお伺いします。以上です。

企画ダム対策課長 先ほどの無利子融資は300万円ですので、お願いをいたします。こういった若者に有利な条件ということで、地方創生版というところで、こういう若者定住を出してきております。ですので、今後こういう外向けのPR、やはり窓口のワンストップ化というところもあわせて、やはり町全体でどういう補助制度があるのか、有利な若者の制度があるのか、というところを、しっかり資料としても作りますし、インターネットそれからテレビ、新聞などのメディアでも取材を受けたり、こちらから積極的にPRというところで進めていきたいと思っております。

4 夏目 ありがとうございます。そのへんはしっかりやっていただきたいと思っております。それで、若者定住促進住宅補助金に先ほどプラスした木材利用の2分の1、150万円、それからあと町内消費5分の1、150万円、合わせて500万円ですけれども、これについてお伺いします。これについてはなんと申しますか、若者が、要するに夫婦あわせて80歳以下、そして中学生以下の子供がおられる方という具合になっておりますが、そういう若者がこちらへ来ていただくための補助なのですけれども、これは住宅だけなのか、それともうひとつは住宅兼店舗も可能なのか、それからそういうような店舗がきた場合に居住割合を何か補助対象で制限するのか。そのへんをお聞きします。なぜならば、こちらのほうに来てほしいのは、

名大の高野先生も言っておられますが、まずは空き家だとか建物を用意すればこちらに若者は来てくれるだろうと。仕事の方については、本人が職を持ってきたり、それから通勤やなんかで本人がなんとかするだろうから、とりあえず来てもらう方策を考えろということで、移住定住組織の中で説明を受けてきました。そうしますと、来た場合に、純粹なる住宅だけでこの補助金を出すのか。店舗兼でいいのか。なおかつその居住割合が2割以下なのか、3割以下なのかと、そういうような条件があるのか、ないか。そのへんをお聞きします。

企画ダム対策課長 基本的には居住の住宅ですけれども、もちろんその要望によって、店舗プラス居住新築というところが考えられますが、これは店舗兼であっても1軒は1軒ということです。2軒別々に別々の人が作るというならば、これは別々ですけれども、あわせて併用ということは1軒の換算で考えております。

4 夏目 そうしますと、確認しますが、たとえばベーカリーを開きたいということで、こちらへ来ていただくと。そうすると、100坪、そんな大きなところはないと思いますけれども、100坪くらい勘案して、80坪くらい店舗に使用して、20坪くらいを住居にするというその居住割合については、全然勘案せずに、そういうようなあわせて80歳以下の若者以下の夫婦と、または中学生以下の子供がおって、店舗兼住居ならば、いっさい補助金の対象になると、こういう理解でよろしいでしょうか。

企画ダム対策課長 基本的に店舗兼住宅であっても、住む住宅がなければ店舗はあり得ませんので、店舗だけでは対象にはなりません、住む住宅が入れば1軒対象と考えてもいいと思います。

4 夏目 次に4番の「空き家空き店舗流通補助金制度」についてお伺いします。先ほど、拠点が1件200万円、10分の10。空き家が2件、2分の1、50万円50万円、あわせて300万円。そして家具と運搬が2件で20万円と、全部で320万円というように説明がございました。この中でお聞きしたいのは、要するに空き家並びに家屋の方の件数が2件ということなのですが、とりあえず当初予算がゆえに、要するに移住定住組織の中で空き家の所有者に接触して、それを貸してもいいよ、または売ってもいいよという登録制度まで持ってきてやった場合、これを2件と想定していると、私は理解をしましたが、それをオーバーした場合には、先ほどの新築と同様、補正予算で本年度対応する用意があるかどうか。これが1件と、それから地域の拠点にする場合の改修という場合がございますが、これはあまり何というのか、本年度から始まる制度ですので、若者がこちらに来ていただくというものは、まずまずあり得るだろうけれども、こちらのほうにシェア住宅を建てたり、要するにシェアの事務所でやるとかというところまで広がるかどうかは、ちょっとまだ不安に思っておりますが、その目処があるかという質問をしたのは、名大の高野先生の話ではないですけれども、あの方は豊田市、足助の方で、そういうような事例を持って空き家の改修をしたり、それから学生等に何か活動の拠点の空き家改修をやっているという事例があるというようにお聞きしましたので、そういう話が設楽町で起こり得るかどうかということの前提で、ちょっと質問をしておりますので、そのへんをお聞きします。その2点です。

企画ダム対策課長 予算不足が生じればもちろん補正対応というところで、予算不足になるくらいの勢いを期待しておりますが、補正対象のほうを考えております。

地域の拠点となるような施設、住宅というところですが、たとえばありそうだと
言ったのは、間取りの感じで、そういう候補になりそうなのところ目処
をつけているところがあるところとあります。しかしながらそれが、たと
えば改修する人が決まっているのか、どういうふうに入るのかというのを、やは
り補助を受ける団体といますか、組織がしっかりできないといけませんので、
そういった熟度は上げる必要はありますが、その部分が1番今後の課題になっ
てきます。そういうことでいうと、その部分はもう少し時間がかかるかなと思っ
ております。

4 夏目 今の熟度を上げるのに時間がかかるということは、ある程度基礎的にそうい
うような組織が、現在企画ダム対策課の方で動きつつあるというデータがあるか
どうか。そのへんをお聞きします。

企画ダム対策課長 はっきりあるわけではありません。たとえば地区の推進委員会
ですとか、行政区ですとか、任意の団体になる可能性もありますけれども、そう
いったところが自主的に拠点を作るぞという意識を高めていただかなければい
けませんので、そこがまだ、先ほどの少し準備があると。時間がかかるかなとい
うところの根拠であります。

4 夏目 わかりました。ただですね、こういう拠点となるものができあがりますと、
4地区の方の推進移住定住組織のほうも、1つの施行事例を見れば、また張り切
る、張り切るといふか、希望が見えてきますので、それをぜひ実現させてほしい
という思いがあって、こういう質問をさせてもらったのですけれども、その中で、
特にちょっと提案したいのは、せっかく名大の方と協定を結んでこういうよう
なところまで移住定住の制度を持ち上げてきたものですから、名大の高野先生あ
たりにも、もし年度末までに、地元の組織がそういうように立ち上がることができ
なければ、そういうようなことで、学生に利用してもらおうというような話の持ち
かける余地があるのかどうか。そのへんもお伺いします。

企画ダム対策課長 名古屋大学の委託事業をいろいろな要素で委託を予定して
おります。その中には、こういった拠点になるような部分をどう使うかというよう
なところも、調査研究の部分があります。今言われた、名大の学生さんに拠点に
入っていただけるといふのが、ちょっと私はそれがすぐ定住のイメージになっ
てきませんが、可能性としてあるのは、やはり設楽町の中の空き店舗を、たと
えば補助金を使って改修をしながら、そこへ話し合う、若者が集まるような拠
点となるというようなのが考えられますけれども、それは、やっぱり調査を進め
ながらいかないとだめでありますし、どういった店舗が提供できるのかとい
うところも調査をしながらですので、すぐというイメージは難しいかなと思っ
ております。

4 夏目 私は学生を出したのは、高野教授も含めて、学生さん方の斬新なアイデア、
要するにシェアハウスなりシェア事務所なりで、設楽町に来ていただいて、学
生さんから外に向けて発信していただいてですね、そういう企業を誘致して
いただく。要するに住民組織による誘致もしますけれども、そういうような
学生方の斬新なアイデアに基づいて、設楽町に「こういう事業所がほしい」「
こういうような店舗がほしい」「こういうような商売のものがほしい」とい
うところを、設楽町は望んでいますよと、したがってこういうような補助金
制度があって、それを来てくれたならば、こちらで紹介しましょうと。住民
組織の方も、外に対して

PRしますけれども、そういうような名大や学生さん方の斬新なアイデアに基づいて、外にPRして、どんどんこちらのほうに事業所なり店舗なり、また個人の、先ほど言った住居兼店舗がきていただくというようなところの発信をするという意味合いにおいて、ひとつの拠点として町が自ら依頼してやってもらうのも、ひとつの提案ではないかと、こういうように思っておりますので、それができるかできないかはまた別として、そういうところもまた考えていただきたいと思っております。

それから5番目ですけど、上限の2分の1、50万円、空き家のリフォーム補助ですけど、これはですね、私の感覚としては少し違うのですね。失礼ながら企画ダム対策課長、新築とリフォーム制度の、要するに2分の1については大差がないと言われましたが、実際に500万円と50万円という数字を見てみますと、これは大きな大差、10分の1です。これは、なおかつ、私の理論からしますと、というよりもこれはもう完全に町の方の理論になりますね。名大の高野先生の理論イコール町の理論ですので、そこから申しますと、毎年夫婦子供1人、要するに若者夫婦と子供が1人、10世帯来て、それを何年かやって、2040年度に3800人の、要するに設楽町がなくなるというものを3800の人口を維持するという制度をこれから大々的にやっていこうとするわけですね。とりあえず、ダムがらみの塩漬けの12区画については、500万円プラス1万円という制度もありますが、それはそれで結構です。ただ永年続いていくのは、この空き家の制度のほうなのです。この空き家の制度の方の充実をしない限りにおいて、新築というか、「分譲宅地の方が売れたからまあいいや」ということでは、またこれはいけない話ですし、これから10年も20年もやっていって、2040年に3800人の定着を図ろうという制度の中では少しリフォームの補助金が少なすぎるのではないかなど、思っております。答で言いますと、先ほどの若者定住促進の補助金が7件で3500万円。これが3500万円ならば、たとえば50万円のリフォーム補助を、200万円まで上げてみてもプラス1件150万円なのですね。150万円を現在の空き家の、先ほどの320万円のうちの2件やったとしても300万円しか予算が増えないわけですね。そんなことよりも、最初からですね、これから空き家ツアーを開催してどんどん交流を深め、なおかつ設楽町の魅力を知ってもらって、設楽町に来てもらおうとするならば、最初からもう少し200万円くらい150万円プラスあげておいて、その件数も2件といわずに、やはり若者定住7件くらい上げておけば、150万円増えても7件で1050万円にプラス従来の2件分の100万円ですので、1150万円あればできてしまう、こういうことですので、最初からそういう制度をびしっと決めて、空き家ツアーなりなんなりして、外にPRしたほうがインパクトが上がると思いますが、そのへん、単に補助金の木材費用の2分の1の150万円だとか、町内消費の5分の1の150万円だとか、そういう理屈付けだけではなくて、外に対する大いなるインパクトを与えて、こちらに来てみようという意欲をかき立てるようなリフォーム補助制度にしてみてもどうかと、こういうように思いますが、再度お聞きします。これは政策的なことですので、町長にお聞きします。

町長 ありがとうございます。積極的なそういう対応というか、町をあげてでも使命感を持ってそういうところへ取り組むのだという姿勢を表すためには、そういった思い切った政策というか、補助制度を上げていくということは非常に貴重なことだし、またそういう視点で見てもらえるというインパクトのあるそういう施策

を行っていくということは必要だというように理解をします。そういうなかで、結果的に単に費用の上乗せが多ければ多いにこしたことはないわけです。今後、やっぱり地域で取りまとめていただく移住定住推進委員の皆さん方、その人たちがいろいろ交渉も話をしてもらわなければならない状況があると思います。そういったときに、「リフォーム代50万円しか出ないだよ」というような話で留まってしまうのか、「いやいや、やはり交渉していろいろ話をしていくと、さらにこうしたことへの上乗せというものもあらためて考えてもいいので、なんとか検討してもらえないか」というもう1歩押し込んでいこうという、そういう状況になったときに、やはり皆さん方の努力というか、そういう世話をしていただけるそうした人たちの努力が無にならないように、せっかく1歩手前まで来たけれども、あと腹を決めるときに、若干そういうところの上乗せがあればなんとかかなりそうだよというようなことも意見として、もしあれば、そういったこともお聞きしながら、そういったことの検討材料にはしていかなければいけないというように思います。一方で、今申し上げたように、移住してこようとする方たちの思い入れみたいなものも、確認をしてみたいなと、申し上げたように多ければ多いにこしたことはないという話になろうかと思えますけれども、そこまで望む話なのかどうかということも、確認をする。そしてそういう意見というか、そういったニーズにどれくらいまで、そういったところが出されるのかなということも確認をしながらですね、ここを目指していきたいというように思います。しかし一方では、やはり青天井で、いくらでもいいよというわけにもまいりませんので、財政状況も見据えながら、そうした中でそういったものを勘案しながら、これからそういったところへも取り組んでいきたいなというように思っております。

- 4 夏目 前向きな御返答をいただいたと理解いたします。ただ先ほど、町長申しましたように、家屋の所有者との折衝の過程において、どうしてもインパクト上、新築は500万円、リフォームは50万円からすると、これは少し折衝がしにくい思いはおそらく住民組織の方々も持つだろうと思えます。そこをもう少し後押しし、もっと熱意のあるものを、その火が大きくなるようなのが、補正予算上でも、間に合いますので、この制度の拡充をぜひ図ってほしい。それによって住民組織が動いてもらって、将来の移住定住推進組織が住民の地域づくりの組織に繋がれば、これは安いものではないかと、私は思っておりますので、そのへんはぜひ積極的に考えてほしいと思っております。

最後に、6番目の「空き家仲介奨励金」ですけれども、これについて、現行は要するに宅建業者への実費弁償でございますと、先ほどそういうような説明がございましたが、宅建業者に対して、20万、10万というような現行の補助制度がございましたが、この宅建業者が、いちいちへき地や何かに出かけて行く場合、4地区の空き家定住推進委員会の組織が出かけていくのも同じことなのです。手数料も同じようにかかる。ガソリン代もかかります。そうしますと、そういうような、宅建業者は報酬を得てやっているし、今までは全然そういうような任意の自治組織を期待していなかったものだから、現行の制度があるのですけれども、その現行制度を変えてしまって住民組織が活動しやすい補助金を変える方が、私は将来の地域づくり推進、要するに自治組織へもなり得るというふうにも思っております。要するに、地域づくり支援事業の補助金の小分けの中に、1地区に20万円がある。80万円を手当してあると、こういうことなのですが、ただやった

だけの成果に対して見合っただけの報酬も与えてあげると、これはやっぱりその組織もがんばるといふようなことをごさいますので、こういうような空き家仲介奨励金、これの、補助制度の改訂、現在しましたところについて、難しいというならそうですけれども、これから積極的に検討をして、任意の自治組織への、要するにご褒美というように制度に変えてもらおうと、それが私のほうでは1件、契約1件3万円と進言したいというふうに先ほど申しましたが、こういうふう組織を変えてもらいますと、その補助制度がもっともって生きるのではないかと思ひますが、このへんをお伺ひします。

それからもう1件、役場の中に推進室を設けると、専任の職員を配置するといふふう聞いておりますけれども、この専任の職員は何名なのか。どこの課に配置するのか。その2点をお聞きします。

企画ダム対策課長 不動産業者の方への単純な成功報酬ではないという理解でお願いをいたします。過去にあった奨励金は、成立に関していくらという考え方をもっております。しかしながら今回はそういう単純な賞金というか、ご褒美ではない制度で組み立てておりますので、そのような理解でお願いをいたします。

副町長 今、職員の異動の方をいろいろ考えている状況でございまして、今おっしゃられたように、来年度から移住定住重点的にやっていくという姿勢を示しながら、企画ダム対策課の中に今までそこに、移住定住推進室、それも仮称でございすけれども、そういう形で4名の職員を配置したいと考えております。ただその移住定住だけではなくて、それに関連して今までの総合戦略の計画、あるいは地域創生、それから来年度から考えていかなければならない総合計画につきましても、その4名の中でやっていただきたいと思っております。それと高野先生いろいろな面で御協力をいただいておりますので、地域アドバイザーという形でいろいろな御提言をいただきながら移住定住をしっかりと進めていきたいと考えております。

4 夏目 先ほどの空き家仲介奨励金制度、これについては企画ダム対策課長さんの答弁は答弁として、私としては、町長に政策的なことですので、宅建業者に対する補助金から移住定住の補助金、組織に対して、ご褒美的なことも考えてやっていただくとうりがないと、これを踏まえまして、私の質問を終わります。以上です。

議長 これで、夏目忠昭 君の質問を終わります。

議長 次に、10 番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 設楽町総合戦略について質問します。「市町村を300程度の自治体に再編し、道州制を導入する」そのために平成の大合併が行われましたが、結果的に地方の疲弊と人口減少を招き、合併をこれ以上進めることができなくなりました。変わって打ち出されたのが「地域創生」です。しかし、これは中心都市と周辺市町村の連携を強めて連携中枢都市圏を形成し、県を廃止し基礎自治体と道州からなる地方制度に国の形を変えていく、つまり、平成の大合併と同じく道州制に向けた自治体づくりにほかなりません。

増田レポートによる自治体消滅論などで危機感を煽り、地方版総合戦略の策定を自治体に義務づけ、KPIの目標値の掲示、PDCAサイクルの評価を求め、それに基づく交付金分配制度で財政誘導を強めようとしています。

地方創生は一方で、一定の予算投入と、それなりに地域の要求を反映しながら進められる要素もあります。したがって、地方版総合戦略においては、活用できるものは活用し、そのなかで、住民要求実現をめざすなどして「賢く対応する」必要があります。

小規模多機能自治組織への住民参加についてお尋ねします。設楽町総合戦略では「広域的な地域づくり組織をつくり、地域の魅力化を図る」として、地域課題の解決及び地域の活性化を図るために、地域住民全員が参画する住民組織をつくるとしています。その端緒として4校区の移住定住組織ができ、取り組みが始まっていますが、若い人の頑張りは頼もしいかぎりである反面、住民の輪が思うように広がっておらず、この先、住民全員参加の新しい住民組織ができる展望が開けているとは思えません。なぜ、住民の参加が増えないのか。

不参加の住民から言わせれば、「自治体消滅と言われても自分たちの責任だろうか」「ふりかえて行政の責任はどうか。やるべきことをやってきたのか」など、人口減少の原因が解明されずに処方箋、戦略が描けるのかという疑問や、いままでの地域振興対策との連続性をどう考えたらいいのか等々、住民の戸惑いは消えていないのです。これらを丁寧に説明する必要があります。

私は、当町の人口減少の原因は国の構造改革や合併押しつけ、ダム計画などにあると思います。急激な人口減少の原因を明らかにし、立案した政策課題の妥当性を上位下達ではなく丁寧に住民に説明してこそ、住民の協力や参加が得られると思うのですが、見解を伺います。

移住者の所得補償について伺います。持続可能な地域の鍵は、「働く場があり、暮らしていける所得が得られ、かつ保育や教育などの子育て、高齢者の福祉などの公共サービスが受けられる環境があるかどうか」ということになると思います。これらのことは、ほぼ設楽町総合戦略課題にかぶるものでありますが、「暮らしていける所得」については言及がありません。少子化を引き起こしている原因としても非正規雇用と低収入などの問題があります。

これから毎年10世帯の移住者確保の戦略目標に挑戦していくわけですが、それが実現したとしても、定住が続くためには「暮らしていける所得」が必要なのではないでしょうか。

田口地区において続けざまに商店が廃業しています。町民の所得が町内での消費でなく町外に流出する割合が増えていますが、各人がそのうちの一部だけでも町内で消費するようになればこのような連鎖は起こらないし、所得も雇用も、ひいては人口も増えるのではないのでしょうか。

移住者の所得保障と町民所得の地元消費を総合戦略に位置付けることは必須だと考えますがどうでしょうか。

KPIやPDCAサイクルについて伺います。「設楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の住民参加による作成、小学校区単位で将来計画を作ろうとしていることなどは評価できるものですが、PDCAはもともと製造工業品の品質管理システムとして採用されているもので、KPIやPDCAサイクルを自己目的化しないことが大切ではないかと思えます。

国はKPI、重要業績評価指標、の達成度をみて交付税を算定してくるようですが、KPIにつじつまを合わせるあまり実情無視の取り組みが行われないようにしなければなりません。KPIをどういう基準で抽出しどのように追求していくのか、

また、PDCA サイクルの実際の運用はどういったものになっていくのかお示してください。

雇用創出について伺います。雇用の確保については、「農業用地等の効率的な利用による雇用創出」「豊富な森林資源の活用による雇用創出」「ソーシャルビジネスによる雇用創出」の3点を挙げているが、雇用創出は農業、林業、ソーシャルビジネスの分野だけとは限りません。これらに限定しているのはなぜか。介護従事ですとか、発電事業などは上記3点に含まれないのかお尋ねをします。

次に、設楽ダム転流工について質問するものですが、ここで設楽ダム事業について申し上げます。設楽ダムは、豊川流域のわずか10%に満たない面積を集水域としているだけで、豊川の水害対策としてはほとんど意味がなく、河川整備計画が実行されて、河道と堤防の改修は進んでいます。治水上の必要はなくなっております。利水のうえでも、2002年に豊川総合用水事業が完成したことにより、設楽ダムによる水供給はまったく不要となりました。この間、下流において断水など全く起きませんでした。さらに、設楽ダム事業は、天然記念物ネコギギや、クマタカ、オシドリの里などの生息環境を奪い、豊かな寒狭川と周りの自然環境を破壊するものです。治水、利水の口実がなくなった設楽ダムを正当化するために「流水の正常な機能」を設楽ダムの必要性に加えましたが、「流水の正常な機能」がダム容量の大半を占めるという異常な計画になっています。さらに、ダム建設場所としては地盤・地質に問題があり、水漏れや深層崩壊といった大災害を引き起こす可能性が指摘されています。以上のことからダム建設は中止すべきであり、ダム堰堤の本体工事につながる転流工工事はやめるべきです。転流工工事とは、導水路のようなものを川のわきにつくり、本体工事の際にはそちらに水を流すためのものであり、ダム事業区分においては本体工事の範疇に属するものだと思います。そこで、以下の質問にお答えください。

1、28年度設楽ダム事業費に52億2千万円がつき、引き続き用地補償や付け替え道路工事の予算とともに、新規に「転流工」の工事が計上されています。設楽ダム事業は「生活再建事業」から「転流工工事」という新たな段階に入ることになったが、ネコギギ保全、ダム周辺の地盤・地質問題など未解決の問題を残したままです。転流工は本体工事の一環でありますが、町長はこれを認めるのでしょうか。

2番目、次に平成22年ダム再検証時に示されたダム事業の各段階は「用地買収」「生活再建工事」「転流工工事」「本体工事」となっていました。ダム事業の流れについて、ダム工事事務所の説明によれば、転流工のあとには本体工事の基礎掘削が始まることになっています。転流工など新年度ダム事業ならびに今後のスケジュールについて町長は詳細を聞いていますか。議会等への説明は従来どおり年度に入ってからで良しとするのでしょうか。お答えください。

次に、この際、工事事務所町内移転、小規模水力発電、下流交流施設、グリーンロード延伸など確約事項のチェックをし、見直しや詰めの協議を行う考えはないか。お尋ねしまして、第1回目の質問といたします。よろしく御答弁をお願いします。

企画ダム対策課長 それでは設楽町の総合戦略についての1問目、急激な人口減少の原因を住民に明らかにして、立案した政策課題の妥当性を説明する必要があると思うがどうかという質問でございます。

昨年から機会あるごとに説明をしてありますように、人口ビジョンにおける現状分析及び推計値は、2005年から2010年の国勢調査の変化を基に策定しており、直近の2015年の国勢調査速報値では、人口5077人、12%の減と県内でワースト2位となっております。町では、人口減少を重く受け止めており、1つの例として広報誌への掲載を平成27年6月、シンポジウムを平成27年7月、地区住民意見交換会などで、人口減少について話をしてきたところでございます。

特に昨年9月から4地区で始まった「住民意見交換会」で、各地区の人口減少の状況を客観的に知ってもらい、住民自身が将来を見通して「何が必要なのか」、話し合いを重ねてきました。さらに、住民の意思により、地域づくりの組織化の会合が現在まで進められて、理解が深まっております。今後も、将来にわたって設楽町が持続可能な町としてあり続けるためには、町民に人口減少問題は町全体の喫緊の課題であるということを伝え、行政、町民が共通意識を持つようにするということが大切であると考えております。

住民全員に共通意識を持っていただくことは、難しいかもしれませんが、集落を上げて移住定住に取り組もうとしている動きがあるということで、その気運は少しずつではありますが高まりをみせているとみております。

また、各施策の実施においては、人口分析などの客観的なデータに基づき、計画づくりを行う必要があると考えておりますので、今後の施策づくりにおいて、KPIというのを設定しながら進める方針であります。

2つ目の所得保障と地元消費を総合戦略へ位置づけるべきと考えるがどうかという質問でございます。移住者が今後住み続けるためには、仕事の確保・安定も必要となります。そのため、総合戦略では基本目標の「設楽町で働きたい方の希望を実現する」ということで、雇用部会において検討をしてきたところであります。現状の所得確保対策としては、農業に関しましては各施設整備の補助金ですとか、中山間直接支払制度など、林業に関しては間伐搬出補助金など、また、若者定住促進住宅補助金制度の中で、新規に木材利用と町内消費という条件を制度として組み立ててきております。

総合戦略の中の施策の1つとしては、農業分野では遊休農業施設を有効に利用することで、農業所得の増や雇用の増を図る施策を実施していく計画をいれております。総合戦略では、具体的に地元消費ということには触れてはおりませんが、地元にお金が落ちる仕組みと商店の連携体制について検討を予定しています。町内で消費が循環する仕組みというのは必要であると考えておりますので、これも併せて検討していきたいと思っております。

3つ目の質問、KPIはどのような基準で抽出したのか。PDCAサイクルはどのように回していくのかという質問でございます。KPI、重要業績評価指標というのは、目標の達成度合いの指標であって、目標を達成するための現状分析ができる項目として決めてきております。このKPIの設定に当たっては、総合戦略の各部会、策定委員会の中で協議を進める中で、適切な指標数値ということで協議をしながら定めてまいりました。このKPIが目的達成を判断する数値で、把握できるものであって、設定にあたって客観的な基準があるということではありません。

PDCAサイクルは、KPIを年1回、外部有識者、例えば総合戦略策定委員会の方などと検証を行い、必要に応じて事業内容を改善していくという予定であります。具体的には、毎年8月頃検証を行い、改善を踏まえ、次年度の事業実施に向けた

検討をしていきたいと思っております。

4つ目の雇用の確保を農業、林業、ソーシャルビジネスに限定しているのではないか。介護従事や発電事業はこの3つに含まれているのかということでございます。今回の総合戦略では、5か年で実施する計画ということになっており、全ての分野において実施するということは不可能であること、また、全ての分野で実施するということは、それは総合計画と変わらないということになります。ですので、特に5つの分野においてその重点を置いた計画といたしました。そのため、高齢者施策ですとか、防災施策、それから総合戦略にない部門、分野というところは、平成28年度に策定する総合計画の中で、検討策定ということで進めていきたいと思っております。また、発電事業におきましては、雇用の林業の部門で「C材以下の木質バイオマスの利活用」というところで触れております。

設楽ダム of 転流工についての質問でございます。1問目のネコギギ保全、ダム周辺の地盤・地質問題の未解決問題を残したまま、本体工事の一環である転流工を認めるのかということでもあります。ネコギギ保全は、生息調査を含め、現在、移植ですとか放流を進めております。ダム周辺の地盤地質調査に関しましては、平成27年6月の議会の一般質問のなかで回答しておりますとおり、これまでのボーリング調査の結果で、強固な地盤が認められておるという認識でおります。これまでの議会答弁と同様、事業者の責任の中で、しっかり問題解決に対応すべきものということ、町は考えております。という意味から申しまして、「未解決問題」ということには当たらないと判断しております。また、平成21年2月に行った「設楽ダム建設同意」の主旨として、転流工、本体工事といった部分に分けて同意したものではないということも認識をしております。

2つ目の新年度ダム事業や今後のスケジュールの詳細を町が聞いているか。議会への説明が従来どおり、新年度に入ってからで良しとするのかということでございます。町としては、通常の事業説明と特別変わった説明を受けておるわけではございません。議会への説明の段取りとしましては、3月17日の設楽ダム特別委員会のなかで、転流工の計画について、平面図を用いて概要を説明していただくという予定ですが、現時点では政府予算案の段階ですので、発注時期などの具体的な内容については、新年度において具体的な内容を説明するというのを工事事務所の方から伺っております。

3つ目の確約事項のチェック、たとえば工事事務所町内移転ですとか、小規模水力発電、下流交流施設、グリーンロード延伸などの確約事項のチェック、見直しや詰めの協議は行わないのかという質問でございます。水特事業ですとか、基金事業など、年度計画にあるものについては、毎年事業進捗を調査しながら、進行管理を図っております。ほかに、年度計画にとらわれない、例えばダム完成時までというような確約事項については、現在、完成予定が平成32年となっておりますけれども、各事業ごとに建設年度内で、事業進捗の段階を見て協議確認していくという考え方であります。以上です。

- 10 田中 まず総合戦略について追加の質問をいたします。住民参加を大勢の方々に求めていくためには、なんでこういう計画を立てなければならないのか。それは人口ビジョンの中で人口が大幅に減少するのだということなのですが、それではそもそもなんでそういう人口減少がおこったのだということ、私は町民の方々の理解を得られない。したがって参加も少ないと、こういうふうにな

るのではないかと考えております。それは移住定住の懇談会に参加してみますと、今まで熱心にまちづくりなんかに取り組んでこられた方々の中にも、消極論があって、何をいまさら言っているのだと、こういうことがあるのです。私、そういう原因と、それから町がいろいろ真摯に反省も含めてそういう方々に参加を呼びかけないと、この取り組みというのは成功しないのではないかというふうに思います。私見を申し上げますけれども、なぜ人口減がこれほど激しいのかということでもありますけれども、先ほどの質問でも3点申し上げましたけれども、その1点については合併がひとつ要因になっていると。設楽町の4小学校区の中で、津具地区は、現在、人口は2番目なのですね。それが将来的には、1番最後の4番目になってしまう。この原因を考えると、やっぱりこれは役場がなくなったのだということからくるのではないかと思うのです。役場という大きな投資主体がなくなりましたから、そこから発注される、雇用とか消費がなくなっていくと。つまり建設業や小売業や飲食業が成り立たなくなっているから、これだけの耳を疑うような人口減少が将来予測として出てくるのではないかと考えております。この点での、課長の答弁はいっさいないわけですね。ただ現状を教えていただく、現状はこうだということはあるのですが、なんでそうなるのかということとは答弁ありません。なんでそうなっているのですか。もう1回お答えいただきたいと思います。

次に所得保障と地元消費の問題、これを総合戦略で取り上げるべきだというふうに思います。項目として。その点についてはあいまいにされましたけれども、取り込むのか、取り込まないのかということ、イエスかノーかでお答えいただければいいと思います。総合戦略について、その2点についてお答えください。

副町長 特に津具の人口が急激に減ったということで、合併がその大きな原因ではないかというようなことを言われました。私、津具の人間ですので、人口の減っていくという原因まで分析してないわけですが、いろいろ肌で感じたことについて、若干、お話をさせていただきたいと思います。人口減少、全体的に、合併とダムというようなお話もありましたけれども、根本的には少子高齢化、結婚されない方が増えてきている。それから1人の女性の方が生涯産む子供の数が減少してきたこと。それから円高によりまして、企業が、特に中国あるいは今は東南アジアの方に移動しておりますけれども、そうした雇用の機会の喪失、それが特に製造業で顕著であるということで、設楽町においても、矢崎部品、あるいは万能工業さんとか、そういう企業がだんだんだんだん海外の方に移転に伴いまして、設楽町からなくなっていったということが大きな原因だと思います。合併それ自体が、まったく影響がないというわけではないと思いますけれども、それが大きな原因ではないなというような感覚でおります。

企画ダム対策課長 所得保障という面でございますけれども、さきほど例をあげたところについて、これが暮らしていける所得保障かということ、ちょっと弱いところはございますが、総合戦略の中では働きたい人と仕事を結びつけるというマッチング事業を予定しておりますので、これでまず進めていこうと考えております。

10 田中 企業の海外移転とかですね、さまざま今副町長が述べられたことは、どの地区にも共通する話なのですよ。しかしなぜ津具だけが異常に、人口が減っていくかという原因を分析すれば、合併問題につきあたると、こういうことになるのですね。

次、設楽ダムについてお尋ねするのですが、そうするともう1回確認しますが、町長はこの転流工工事については、無言で認めると、こういうことですか。

町長 平成21年2月5日に、建設同意をした状況の中には、以後、設楽ダムを建設するいろいろな段階をずっとこれから進めていかれるということも、もちろん想定の中に入れて、すべてこれから建設に向かっていくすべての過程については認めますということで、承認をした。そういうように認識をしております。ですので、その都度、次の段階ではこうしたことを作業として行いますよというのが、国から報告があるのは当然ですし、それに対してですね、これはいけないと。これは認めませんよとか、そういうことを町が判断する見解にはないと考えております。したがって今後も、ダム建設完了するまで、その過程にいたって進められていくことについては、町は認めておるといふふうに認識をしております。

10 田中 すべて認めて、これから何も言いませんということは、協定には書いてありません。何も。ただ町長がそう思っているだけで、建設同意のどこにかいてあるのですか。これからいっさい要望はしませんということ。

町長 建設同意ということで、認めたということは、そういったことも含めて認めたと認識をしております。

10 田中 設楽町として、私はそれでいいのかなと思います。工事事務所、町内に移転するという約束をしました。しかし一部しか来てないということはありますし、小規模水力発電の話はどうなったかと。下流交流施設は本当に具体化されていくのだろうかとか。グリーンロードの延伸なんかもどっかに消えてしまっているとか。そういう事態について、この際ですね、一言申し上げる機会ではないかと思うのです。知事は国交省に対して、同意をしました。承認をしましたけれども、知事の方は、本当に工事については改めて協議をすると、こういう姿勢でおったのです。ですから設楽町としても、今申し上げたような課題についても、一言申し上げる協議をするのが筋ではないかと思いますが。その点については、どうでしょう。

町長 私は建設同意で認めたと言っているのは、ダムの本体建設です。ダムを建設することの行為には認めたと言っておるのです。その中に、我々が示せと言った今言う工事事務所の移転の話ですとか、それから小規模水力発電の話ですとか、下流交流施設ですとか、そういったもろもろの1つずつのそういう課題については、これから進めていく段階で、当然協議をします。そして皆さんにも伺って、きちっとした状況の中で、1つずつ確認をして進めていくという、これは当然の話だと思っています。それをやらないなんていうことは、私は思いません。私が言っておるのは、ダム本体の、建設にかかる、それぞれ国が建設するために必要な転流工の工事であったり、本体工事であったり、本体掘削、付替道路だとか、そういう国が責任を持ってやる部分については、これは認めますということを行っているのです。

10 田中 転流工や本体工事もう認めたと。それはわかります。ただ、さまざまな問題については協議はやることにやぶさかではないと、こういう御答弁なんですけど、それはいつやるのですか。今やるときでないですか。

町長 これは、今やる段階にあるものは今ももちろんやっていきます。やるのは当然です。これからもそういう状況がおきたとき、たとえば水力発電の話はダム本体の建設途中において、ダムの構造上必要だといふふうなところで、それをチェッ

クしながら、我々はその議論をしていきます。町の思いを伝えていく。その都度、その都度で協議をしていく段階があれば、それでやっていくという。それが今全部、すべて今の段階でこれを全部クリアして話をして納得しようというときではないと思っております。状況に応じて、その段階にあったら、そのことをテーマとして議論をしていくというふうに考えています。

10 田中 私は、ダム事業は今重大な段階に入っていくというように思っているのです。そのときに今のようにただ傍観しているだけでいいのかなという思いで質問をさせていただきました。昼になりましたので、これで質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは13時ちょうどまで休憩としたいと思います。

休憩 午後12時02分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 5番金田文子です。質問通告いたしました3件について質問します。端的にお答えをお願いいたします。再質問の時間が取れるようにご協力をお願いいたします。

まず第1件目は、「県立田口高等学校魅力化プロジェクトを早期に立ち上げ始動させよ」と訴えます。地元には高校があって家族のもとから通学できるという事が、子どもたちの成長・発達にとっても、教育費に掛かる家計の負担を軽くする上でも、そして子育てしやすい町という町の活性化においても重要なことは、どなたも共通認識されていることと思っております。だからこそ、設楽町総合戦略の基本目標「設楽町での子育ての希望を実現する」の下位目標に「県立田口高等学校の生徒数維持」があげられたのだと推察します。ひと・まち・しごと創生総合戦略は、目標の達成度合いを計る定量的な指標、K P Iを示し、「何をもって進捗とするのか」を求めています。設楽町総合戦略の田口高校生徒数維持のK P Iは1学年普通科40名、林業科40名、計80名です。これは町で考えたK P Iでなくて、県のK P Iという気もいたします。ところが現状は、目標値の2分の1程度の生徒数確保がやっとの状態です。このまま推移すると分校になり、やがて廃止になっていくことが懸念されます。それ故に、設楽町総合戦略では、講ずべき施策の基本方向に「県立田口高校を応援できる体制を整える」「県と連携して町ができる支援策を検討し、田口高校の魅力化に努めます」がうたわれたのでしょうか。

他県の市町村の中には、過疎化・地域活性化対策として、全国から生徒募集する体制を整え、この春、平成28年4月生から募集開始した事例がいくつもあります。また、離島の「島留学」制度は有名で、特色ある教育と、地域外からの生徒が生活できる環境を整えて、全国から続々生徒が集まる町もあります。特色ある教育といえば、田口高校には県内唯一の林業科があり、充実した教育が展開されています。そしてすでに実習林や寮をもつという好条件もあります。また、設楽・東栄・豊根が中高一貫教育に取り組んでいる。特別支援教育のための山嶺教室があるなどの強みもあります。田口高校の魅力化プロジェクトを早期に始動させ、日本の林業再生を担う人材育成の場が設楽町にあると高らかに発信できるよ

うにしたいものです。そこで以下、お考えを問います。

1、応援できる体制を整える主体は誰ですか。2、県立高校の将来ビジョンを策定する県と連携するためにしておくべきことは何ですか。3、町ができる支援策を検討するだけで実現できますか。4、魅力化の内容を考えるのは誰ですか。5、魅力化のプロジェクトを立ち上げ、田口高校存続を東栄町・豊根村と共に取り組みますか。6、魅力化プロジェクトが機能する時期をいつに設定していますか。総合戦略5か年の最終年度ですか。

2件目、「引き上げ分の地方消費税交付金の使途を明確にせよ」に移ります。今後、消費税率が10%へ引き上げられる予定です。社会保障の充実には地方消費税の役割もあります。消費税率を5から8へ引き上げた時、消費税法と地方税法を改正して、消費税・地方消費税交付金ともその引き上げ分は「社会保障」に充当するという規定を導入しました。目的税的な使い方を約束することによって、消費税への忌避感、嫌って避けることを緩和しようとしたと認識しています。消費税・地方消費税の引き上げ分は「社会保障」に充てられているのでしょうか。それを説明するのが、「引き上げ分の地方消費税交付金の使途について」という書類で、それを見て、地方消費税収の使いみちと、税と社会保障の一体改革の結果を検証しようというものです。まったく新しい書類です。2015年度予算において、この書類は、かなりの自治体は作っているが作成していない自治体もあると聞きます。

設楽町予算説明書及び付属資料には、「引き上げ分の地方消費税交付金の使途について」の書類がありません。設楽町では「引き上げ分の消費税交付金」が社会保障のどこに還元されているのか町民の皆様にはわかるように説明していただきたいので質問します。

1、「引き上げ分の地方消費税交付金の使途について」の書類を作っていますか。作っていないのはなぜですか。もし作っているとしたら、予算書にあげないのはなぜですか。2、引き上げ分の地方消費税交付金額、社会保障充当金額はどれほどですか。3、2016年度設楽町予算では、社会保障のどの事業に充当されていますか。

3件目に移ります。「老朽化した集合住宅の定住者支援を工夫せよ」について質します。先ほどから同僚議員が、町長が出した打ち出した若者世代への住宅新築に係る補助を500万円とする思い切った住宅政策に対して数々の質問をしています。私も多少関連する内容で質問します。このような思い切った策を講じるとするのは、「もう人口がひどく減ったので移住者を増やすしかない」という危機感だということはよくわかります。が、一方では公平性について論議を呼ぶことはご承知の上だと想像します。

新築の予定は無くても、すでに定住し、納税し、町に貢献している住民を大事にするという考え方も大切です。住宅については、老朽化している集合住宅の家賃が高いとの声があがって久しいと思います。同じ金額を払うなら、もっと綺麗で利便性の高い、隣町の住宅へ引っ越すという選択をされてしまう可能性も無きにしもあらずです。そこで伺います。1、老朽化している集合住宅家賃の値下げを検討していますか。町独自で家賃設定できる特別町営住宅谷下、現在21,000円とホームページには出ていますが、思い切った家賃にしませんか。2、老朽化している集合住宅のリフォームを検討していますか。特定公共賃貸住宅であっ

ても折地は相当古いです。何か手当てをしないと、所得に応じてとはいえ、最高額 56,000 円の家賃に相当する価値を感じないと思いますが、どうしていく予定ですか。これで最初の質問を終わります。御答弁、よろしく願いいたします。

企画ダム対策課長 まず「田口高校魅力化プロジェクト」のなかで、1つ目、「応援できる体制を整える主体は誰か」という問いでございます。県立高校といえども、設楽町が住み続けることができる地域であるためには、自宅から高校へ通学できることが大切な要素であります。従いまして、田口高校の魅力化は、町が主体となって応援する体制を整えるべきだと考えております。町としましては、名古屋大学と連携を取り、予算の中の委託料のうち 400 千円を「田口高校の魅力化」を検討する費用ということで予算計上をしております。

2つ目の「県と連携していくためにしておくべきことは何か」という問いでございます。まずは、町が専攻科に関して先進事例調査を行うということを計画しております。そのうえで、専攻科設立準備委員会などを立ち上げるというような、県との連携のためにできる準備を行うことだと考えております。

3つ目、「町ができる支援策を「検討する」だけで実現できるのか」という問いでございます。あくまでも田口高校は、愛知県立高校であります。町が支援策を講じたとしても、愛知県に受け入れていただければ実現は難しいと想像します。このことは、設楽町が中心となりますが、町の立場の中で積極的に検討できる支援策を探り、併せて田口高校や愛知県教育委員会との協働が必要となってくると思いますので、まずは実現するための方法を勉強するところから始めたいと思います。今後、どのような進み方になるのか不透明なところはありますけれども、積極的な「検討」ということであり、その後の文言は記述をしております。また、林業専攻科以外にも必要な支援を含め、検討をしていきます。平成 28 年度には、田口高等学校生徒が取得する資格の受験料の助成を行っていきます。

4つ目の「魅力化の内容を考えるのは誰か」というところであります。もちろん町が中心となって考えていくわけですがけれども、田口高校や田口高校生徒の保護者、地域住民と共に考えていくという必要がございますので、現在は確定しておるものではありません。

5つ目の「魅力化のプロジェクトを立ち上げ、田口高校存続を東栄町、豊根村と協働するのか」という問いでございます。田口高校の魅力化は、中高一貫教育を行っている東栄町、豊根村にも当然無関係なことではありません。平成 28 年度に検討することについて、東栄町、豊根村に同意は得ようと思っておりますが、まずは設楽町で単独で研究を予定しております。その結果を踏まえ、平成 29 年度から協働を目指して調整をしていきたいと考えております。

6つ目の「魅力化プロジェクトが機能する時期はいつに設定するのか」というところであります。愛知県との調整も必要なことから、今、この時点でいつからかということを確認にお答えすることはできませんけれども、田口高校の魅力化は喫緊の課題と捉えておりますので、早い時期に設定ということで考えております。以上です。

財政課長 財政課のほうから「引き上げ分の地方消費税交付金の使途の明確化について」お答えします。まず 1 点目、「引き上げ分の地方消費税交付金の使途について」の書類を作っているかに対してであります。平成 28 年度一般会計予算について、総務省参考様式に準じまして、お手元に配布のとおり作成いたしました。

ここでいう事業費については、事務費や事務職員の人件費等は含んでおりません。これも総務省の方からの指導によります。平成 27 年度分につきましては、決算書の説明資料において対応いたします。

2 番目、「引き上げ分の地方消費税交付金額、社会保障充当金額はどれほどか」についてですが、地方消費税交付金の社会保障財源分については、平成 28 年度一般会計予算の説明書 9 ページに記載してありますが、今年度より一般財源分と分けて予算化し、4,700 万円を見込んでおります。社会保障施策に要する経費については、総務省より「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」の各施策に係る経費と規定されております。お手元の資料の表で言いますと、大区分のところにあたります。予算の費目で言いますと、民生費全般と衛生費の中で、保健衛生費が該当します。総額が 6 億 9,442 万 8 千円となります。この金額は表でいうと、平成 28 年度予算額の合計額にあたります。この総事業費に係る一般財源は 4 億 4,258 万 9 千円で、そのうち 4,700 万円分を地方消費税交付金の社会保障財源化分として、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して、充当しております。その額が表で言いますと色でくくってある部分、これが議員御指摘の引き上げ分の地方消費税交付金ということになります。

次に 3 番目、「2016 年度設楽町予算では、社会保障のどの事業に充当したか」であります。充当事業については、先ほど申し上げたとおり事業を特定して充当する訳ではなく、広く社会保障事業全般に充当いたしております。以上です。

生活課長 それでは 3 番目の「老朽化した集合住宅の定住者支援を工夫せよ」ということでございます。まず最初に、老朽化している集合住宅家賃の値下げを検討しているかということなのですけれども、現在設楽町における集合住宅は、「谷下団地、昭和 43 年度築」、「コーポ林、平成 8 年度築」、「折地団地、平成 8 年度築」、「新町住宅、平成 13 年度築」、「谷下第 2 団地、平成 15 年度築」の 5 団地が存在しております。このうち耐用年数の半分を経過している住宅は「谷下団地」となります。家賃については、低所得者に低廉な家賃で住宅を提供することを目的とした「特別住宅」と、中堅所得者に快適な住環境を提供することを目的とした「特定公共賃貸住宅」があります。家賃体系は異なりますが、老朽化してきている特別住宅の「谷下団地」では、平成 25 年 4 月 1 日より経過年数に応じて 2 万 5,000 円を 2 万 1,000 円に下げております。同じく特別住宅の「コーポ林」でも、平成 25 年 4 月 1 日より経過年数に応じ 1 万 3,500 円を 1 万 2,700 円に軽減しています。

また、特定公共賃貸住宅においても、「新町住宅」は平成 25 年 4 月 1 日より、5 万円～9 万 6,000 円であった家賃を定額 5 万円に改定し、「折地団地」及び「谷下第 2 団地」では、平成 28 年 4 月 1 日より経過年数に応じ 5 万 6,000 円を 5 万 1,000 円に、5 万 9,000 円を 5 万 6,000 円にそれぞれ減額を予定してします。

このように、今後においても、定住促進対策を踏まえながら、家賃の軽減化を実施して行きます。

2 のリフォームの検討をしているかということなのですけれども、既存の集合住宅において老朽化している谷下団地においては、平成 18 年度に耐震改修及び外壁改修を実施いたしました。鉄筋コンクリート造りの住宅ですので、構造的な改修は難しいのですが、町営住宅ストック活用計画により給湯設備の改修、手すり設置等の改修を今後予定しています。

また他の住宅においても、次期町営住宅ストック活用計画を策定する中で、先

ほど議員がおっしゃいました折地団地の件も含め、今後必要な改修を検討して、状況に応じて適切な改修を実施していきたいと考えております。以上です。

5 金田 簡潔な答弁、ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。まず田口高校の存続に関することです。総合戦略も本当に慌ただしく作りましたので、なかなか中身までは煮えてないというのが正直なところで、いたしかたのないことだとは思いますが、特にこの田口高校の魅力化プロジェクトについては、時間がないではないかと思うので、早いことしないといけないのではないかなという危機感のもとに、再質問をさせていただきます。設楽町と東栄町と豊根村が主に田口高校への進学者の場所なのですけれども、住んでいる場所なのですけれども、この3町村を合わせた中学校卒業生徒数は、この春76名でした。内、田口高校進学者はおよそ半分です。全然なかった学校もありますけれども、およそ全体の半分近くです。来年度、28年度卒業生は78名、29年度61名、30年度、今の小学6年生ですが49名、31年度52名です。50人前後の卒業生の、今までどおりだと、約半分が田口高校に進学したとしても25人前後です。先ほど県のKPIだって申しあげましたように、80人のKPIで25人前後になってしまいます。これでは、存続の希望が絶たれてしまいます。定員の半数、田口高校でいいますと、40名がボーダーラインとしてどこの学校でもがんばっているところです。31年度は、「県立高等学校教育推進実施計画」短く言うと「高等学校将来ビジョン」と呼ばれているものの第I期の最終年度です。31年度までに、魅力化プロジェクトが機能して、特色ある学校であることを内外に示し、郡内の子ども達はもとより、郡外、県外からの受験者も獲得できるような戦略を進めておかなければなりません。

林野庁予算をみると、森林・林業育成事業について、初級から上級までの育成プランが示されておるなど、人材育成の必要が見て取れます。林業科をもつ強みを活かさない手はありません。すぐに高校についての検討委員会を立ち上げ、31年度までには具体的な中身を県と詰めておく必要があります。32年度、高等学校将来ビジョン第II期のスタート時に、放っておくと分校化の方針が出されてしまうかもしれません。その32年度スタート時には、できるなら県外からも募集ができる程にしておくとか高校存続への展望がひらけます。

町長は、田口高校同窓会の会長でもあられますね。田口高校存続への強い決意を表していただきたいと思えます。検討委員会をいつ立ち上げますか。また東栄町、豊根村と協力して特別支援学校の山嶺教室を実現したように、3町村での協力を呼びかけますか。特にこの2点について町長のお考えをお願いいたします。時間がないというのが、私の基本的なスタンスです。あと4年後くらいには、中身が練れてないといけないというのが、私の考え方です。

地方消費税交付金の使途の方に再質問いたします。さっそく今日、今、配っていただきました。さすがです。言われたらすぐやるということがすばらしいと思います。ただ今までなかったですよね。この質問を出したらすぐ出したらすぐやってくださったというすばらしいスピード感は敬意を表しますが、今まで作ってなかったのはどんな理由だったのかなということを、先ほど聞き漏らしましたのでお願いします。

そして町民課長さん、保健センター長さん、特に関連事業ある事業のところの長の方にもお聞きします。「引き上げ分の地方消費税交付金の使途について」明

確にするという必要がある事を承知していましたか。この質問が出る前にです。そのところをお聞かせいただきたいと思います。こうやってくださったので、もう話し合いができていますことだと思っております。今日出してくださった2016の予算の今後実績評価に基づき、さらに充実しなければならないサービス、特に設楽町、自分たちの町においてさらに充実しなければならないサービスを明らかにして、2017年予算では、どこに引き上げ分を充当させるか課内で研究し、増えた分を十分予算要求していただきたいと考えます。今後、「引き上げ分の地方消費税交付金の使途について」を予算書の説明に上げることについては、先ほど決算書にもあげるといっていただきましたので、それでよいと思いますが、財政課、町民課、保健センターなどにお聞きしたいのは、これを基にして今後どのようなふうはこの引き上げ分の財源を使っていこうというお考えがあるでしょうかということをお聞きしたいと思います。まずその2つのところをお願いします。

町長 田口高等学校の今後の生徒維持、また継続していけるように努めなければいかんというように御指摘をいただいたわけですが、こうした状況であることは私も承知をしております。特に、こうした田口高等学校存続のために、今後どうしたら思い描くような方法があって、それを取り上げて、それを実践して、愛知県の教育委員会とも調整が図られて、そちらの方向に持っていこうという方針を定めていく。それができあがるのであれば、今までにもそうだったのですが、やれたはずであろうし、また意識の高まりというものも今後もさらに持っていけないといけないだろうなと思っております。そして特に特色のある学校というのは、何が特色なのか。言葉で言うのは安易なのですが、実際にその形を作り上げることになると、なかなかその方針というものがすぐにできあがるものではないと認識をしております。ですが、検討をして考えているだけでは、なんら進展にそぐわないというように理解しておりますので、そうしたことを具体的にどういう方法でもって進めることがいいのかということ、これからまさにそういったところを、皆の力をいただきながら、検討また研究をし、定めていかなければいけないなというように思います。これを進めるために、ひとつには有識者、たとえば新年度でいきますと、名古屋大学のそうしたいろいろ経験ですとか、全体に見渡して判断をしていけるような方々の智恵を拝借するとか、それから何においてもまず地域の方々、議員の皆さん方も一緒になって、そうしたことに向けての意見等を吸い上げさせてもらって、また議論をしながら、こうした状況を作り上げていく必要があるかと思っております。そしてやはり何においても設楽町が、主体性を持ってこれに取り組まなければいけないというように強く考えて、意を強くしておるところでございまして、それをいつまでに計画するかということですが、なるべく早くやらなければいけないのということの程度しか、今の段階で、何年度には作りましょうという目標をそういうように定めてやるべきことだというように思っておりますけれども、今ここでいつまでに作りますということは、まだここでは申し上げることはできませんけれども、早急にそういった方向を示さなければいけないと思っております。そして郡内の町村と力をあわせて、当然そういったことを、田口高等学校、対象になるのは、北設楽郡で唯一の高等学校ですので、当然郡内の町村一緒になって、いい方向性を見出せるように共に努力していきたいと思っております。私としては以上です。

財政課長 まず 27 年度予算などにおいて作成しなかった理由ですけれども、先ほど申し上げましたように、決算書において対応いたします。総務省の方からは、予算書もしくは決算書において明確に下さいということですので、27 年は決算書において明確化させていただきます。で、消費税が引き上げられたのが 26 年の 4 月からで、そこからこの社会保障財源分というのが出てくるわけなのですが、26 年 4 月からということなので、26 年度予算分については、年度の途中から影響が出てくるということで作成はしておりません。ちなみに 26 年度の決算でいいますと、社会保障財源分は 1220 万 8 千円で、27 年度すでに決算見込み出ておりまして、この金額が大幅にアップして、4937 万 8 千円になる見込みです。これについて決算書の添付資料において明確化させていただきます。ちなみに 29 年 4 月から消費税が 10% になりまして、地方消費税の方も 1.7% から 2.2% に引き上げられます。これも影響が出るのが、一定期間を要しますので、実際にこの増税分の影響が出てくるのが 30 年度の予算編成になるかと思っております。ちなみにこの増税した場合の金額の見込みは 6400 万円程度に引き上がると予想しております。どのようにこの財源をこれから使っていくかにつきましては、先ほど書類によって説明いたしましたが、この引き上げ分の地方消費税交付金と一般財源の額を比較しますと、ごく一部に過ぎませんので、今のところはピンポイントで事業に充当するのではなくて、非常に予算の中でも高くを要しております社会保障の関係に均一に充当をするように心がけております。今後、総合計画とか総合戦略、このような計画に基づいて、重点的にしなければならないような事業、子育てとかそういうことに関してこれからは少しでも財源配分するような配慮をしていきたいと考えております。以上です。

町民課長 まず消費税の増税分が社会保障に充てられるということについては知っておりました。今お示ししたような書類を作るということについては、承知はしておりませんでした。で、今財政課から説明がありましたように、この財源を使って何かを考えているかということにつきましては、事業費按分でそれぞれ割り振られておりまして、特定事業に割り振られているというものではございませんので、そのような考えは持っておりません。

保健福祉センター所長 私も町民課長と同様、社会保障に充てられるのは知っておりました。今、財政課長が言ったように、特定のピンポイントというのはございませんけれども、平成 29 年度からいきいきしたら計画見直し等がございまして、その財源等の一部に充当できたらいいと考えております。以上です。

5 金田 総合戦略、始まったばかりという感じで、本当に町長さん大変だし、企画ダム対策課長も本当に大変だと思うのですが、私がなぜ田口高校のことを取り上げたかと言いますと、先ほどもこれから卒業する子供の数を全町村に調査させていただきました。で、全員の子が田口高校に来たとしても、80 人にならないのですよね。子供たちは全員田口高校に来てほしいなど、いくら先生や私たちが思っても、それぞれの希望もありまして、5 割 6 割、多いときでも 7 割くらいの子供しか田口高校に来ないということを考えると、まだ決まってませんなどという段階ではないなということがあると思っておりますので、ここで取り上げさせていただきました。町長が 1 個 1 個、いちいちそんなことをやらなくても、「どの課でやっておけ」とおっしゃってくだされば、動いてくださると思っておりますので、町長さんは同窓会会長としてまたそっちの方でもお力を発揮していただければ

いいのですが、行政機関の中としては、今はまだ企画ダム対策課長さんがお答えくださっているので、企画ダム対策課長にお願いしておきますが、本当にここ2、3年の間に集中して、スピード感を持って取り組まねばならないという状況をご理解いただけたでしょうか。ということが1つです。

それから総合戦略の推進室でしたっけ、仮の名前の推進室の職員の方が4名あたられるということですが、この方々はあらゆる分野に目配りする必要がありまして、田口高校のことだけに集中して2年3年と深く研究しているゆとりがあるのかどうなのか、ちょっと心配なので、私の考えを述べて質問をさせていただきます。とにかく時間が少ない。どうしたらいいかというのも、素人の私たちばかりで考えていてもいい案は生まれませんよ。今までも生まれなかったから。だからたとえば先ほど、最初の質問の時に申し上げましたように、この春から全国募集を始めたような学校、たとえばスキーで有名な白馬村の白馬高校だとか、それから桜で有名な茨城県の桜川市の真壁高校だとか、そういったところの取り組みはホームページとかに発表されていますので、それを職員が調べれば相当調べられます。それから誰でも知っている隠岐の海士町の島前高校でしたっけ、どんどん高校生がやってくる。それからごく最近ですが、鹿児島県の長島町、こちらも離島ですけれども、そういうところも取り組みを始めてどんどんと成果をあげてきていますので、素人ばかりでうろうろしているのではなくて、特に、情熱を持ってあたる教育部門、教育委員会ですかね、林業部門、産業課ですかね、の職員と専門的な識見をもつプロフェッショナルな方々、名古屋大学だけに頼るのではなくて、名古屋大学ももちろんそうなのですが、この地域にもたくさん林業だとか、教育のプロフェッショナルな方々がいらっしゃいますのでそういう方々、さらにはPTA、同窓会の方々などにも参加いただいて、実のあるものにしていただきたいと思います。とりあえず企画ダム対策課長にお願いしますが、課長は検討委員会や更に深い中味を考えるメンバーを総合戦略の推進室の領域の職員以外からも招集していただけますか。また、28年度から32年度までの本当に検討しなければならない内容は、その熱意ある職員だったら簡単に調べられます。そういう人たちに作らせて、工程表、何を検討しなければならないか。たとえば高校と町が協定を結ぶとか、県と協定を結ぶとかあちこちの学校ではいろいろなことをやっているの、調べればわかるので、そういったことを、工程表を熱心な、優秀な職員の方に作ってもら。そういうことをしていただけるのでしょうか。企画ダム対策課長さんに伺います。

企画ダム対策課長 町内全体にわたる組織の話ですので、今私がここでこういうところは明言できる部分は少ないわけですが、やはり時間的にすぐということでは理解をしております。中学生の人数とか、そのへんが総合戦略の中で議論をされておりました。まず予算として名古屋大学との委託を考えておりますというところでもありますので、まずその部分も先に進めながら町内の話し合い部分も並行していくというようなところがまず進め方かなと思っております。調査をしながら話し合う場もセッティングしていくというようなことになろうかと思いますが、町内全体の話というようなことですので、企画課の中でまず議論をしてまず組み立てていきたいと思っております。

5 金田 もう十分わかっていただいたと思いますので、段取りよく進めていただけるということは信じていますが、たとえば先日、新城市議会を傍聴に行きました。

新城東高校と新城高校が統合化という方針が第Ⅰ期の高校ビジョンに出されたことは皆さん御存知だと思うのですが、あと5年後、統合ということで、まるっと4年後統合ということで、新城は前向きに動き出しています。新城はどうしても地域の方々から普通科だけはどうしてもということで、それから中規模校、4から5クラスある中規模校を保ちたいということで、これからものすごく一生懸命になっていろいろなことを動かれます。そのときにあちらの議員さんとも話し合ったのですが、生徒の取り合いをして、どの町も比叡してしまってもつまらないことなので、普通科はものすごい力を入れるということになると、こっちの3町村の普通科希望の子たちも向こうへ行くかもしれない。そしたら林業家の専攻科のような素敵なところを作ったとしても、やっぱり人数はすごく少なくて、なかなかうんと言ってもらえないかもしれない。では全国から、日本中の林業を再生するような人々を育成するような場という大きい構想で、調べてやっていかないと、第Ⅱ期の将来ビジョンのときになってからばたばたしても、ちょっと手遅れではないか。生徒の人数的に手遅れではないか。その間に各地で、さっきの白馬もそうですし、真壁高校もそうですが、各地で少子化になっているので、ものすごく一生懸命高校のことに力を入れて進めていますので、ここのところでもぜひ、どうしてもやるという取り組みの姿勢を約束していただきまして、終わりにしたいと思うのですが、町長さんいかがでしょうか。

町長 いろいろアドバイスも含めて御質問をしていただきました。冒頭申し上げたように、私も田口高等学校出身者でもありますし、同窓会の会長という、そういう立場でもありますので、なんとかこの田口高等学校が存続できるように、町としても力を出して、なんとかそういうことに向けて、前進ができ、またまとまった形ができあがればベストだと思っておりますので、そうした方向へ力を注いでいきたいと思っております。

5 金田 ぜひよろしくお願ひいたします。

それから財政課長さん、町民課長さん、保健センター所長さん、急なことでしたが、すぐにこうやって取り組んでくださって、本当に尊敬します。お金には色がついてないからといってごまかす自治体も未だにあるそうですけれども、うちの職員の方々はこの間に真摯にスピーディにやったださるということですし、とても信頼できます。ぜひせっかくのこういう機会ですので、昔のように財政課がきるとかそういうやり方では、財政健全化に向けて予算をきるとかそういうやり方ではなくて、うちの町に何が一番必要かっていうことで話し合いをしていただくような方向でよろしくお願ひいたします。

それから住宅政策についても、この間ヒアリングしたときにはあいまいな点が多かったのですが、きちんと今日お答えいただきましたので、すでに改善されていること、これから改善をしていくことについて、わかるように話していただきました。これからもぜひがんばっていただきたいと思ひます。職員の皆さんの応援団でありたいと思ひます。

では町長、特に田口高校のことについてはよろしくお願ひいたします。

議長 これで、5番金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、2番河野清君の質問を許します。

2 河野 質問に先立ちまして、5年前の3月11日、本日起きた大震災とそれに伴う原発事故に遭われ、多くの犠牲者を生み出したことに深く哀悼の意を表し、なおかつそこで得られた重い教訓を今後に生かして、私も今後を過ごしたいと思っています。

それでは質問に入らせていただきます。

3件質問いたします。1件目、設楽ダム交付金について質問いたします。

『設楽ダムができると設楽町に今後多額な交付金が入る』というような話が、豊根ダムの例を引き合いにして、地元住民の中で聞くことがあります。本当にそんな大金が、設楽町に入るのでしょうか。そこで調べてみますと、国有資産等所在市町村交付法というもので、固定資産税の類のようなものがあるようですが、とても豊根村のような金額が入るとは思われません。確かに豊根村には毎年4億円前後の村税・固定資産税が入っておりますが、その内の84%を占めるのが中部電力や電源開発等の発電施設、送電施設等の大規模区分によるものであり、設楽ダムにはそのようなものはありません。無用な期待や誤解を町民が持っているということは避けねばなりません。そこで設楽ダムができると、今後毎年どれくらいの交付金が入るのか、その見込み、概算を他町村の同様のダムを抱える町村の例も含め、町民に解るように説明していただきたいと思えます。

2件目、旧八橋小学校の公共補償の使い道について質問いたします。私が田口方面に通う県道10号設楽根羽線、八橋地区は、すっかり集落がなくなり生活臭のない寂しい街道になってしまいました。最近、残っていた八橋小学校校舎も解体撤去がされました。尊い住民の営み、集落の営み、行政自治の営みがダム建設事業の犠牲となり失われてしまいました。そこで、係る設楽ダム建設事業の水没補償として、町民への営みへの補償として旧八橋小学校の公共補償がありました。全員協議会においてその報告がありましたが、その補償金の使い道について質問いたします。旧八橋小学校損失補償として、総額256,482,453円が町に入りました。それに対し、スポーツ広場用地取得のため、細田地区内町有地取得費として地権者9名に総額85,009,095円が支出されたと聞きました。取得用地を見ると、耕作放棄された湿地、荒地で使用するには土地改良造成工事が必要で、その費用を考えると1億円以上の用地取得となり、補償金の半分近くが費やされることとなります。財政厳しき折、行政の優先順位としてその使い道はいかがでありますでしょうか。田口地区には既に総合グラウンドや体育館があります。新たにスポーツ広場用地を取得し、1億円以上の尊い犠牲としての補償金、町税を費やす優先的理由をお聞かせください。

3件目、県道10号、設楽根羽線付け替え道路の早期開通について質問します。県道10号は田口から根羽に抜ける基幹路線であり、津具地区住民の重要な生活道路であります。しかるに八橋から川向の間は、道幅狭く、普通車ですら擦れ違うにままたない状態で、長きに亘り2車線化が要望されてきたのでありますが、旧設楽町地区は、1車線のまま今日まで据え置かれてきました。そこでダム建設に伴う付け替え道路として、ようやく県道10号の2車線化の話が出てきました。設楽ダム建設同意の津具地区の説明会、そこでも、この2車線化の早期着工と開通の要望が住民から出されました。そして、当時の副町長である横山現町長が、その場において、同意が頂ければ、最優先でダム工事の前に付け替え道路工事を進めると述べられました。建設同意の前提条件として県道10号付替え道路の

最優先の開通が謳われたのであります。しかし先の国交省の説明によると、その開通見込みは「試験湛水の頃までにはなんとか。」などと悠長なことを言っておりました。現在でも工事着工による工事車両、大型ダンプ等の往来が増えて来ております。ダム本体工事に関わる転流工工事や工事作業用道路の建設予算は着々と進められているようですが、順序が違うのではないのでしょうか。まず付替え道路を最優先に行い、工事車両とわれわれ生活住民車両の分離を図り、その上でのダム工事でなければなりません。当時の同意さえ得てしまえば、その時の約束事は、後回しということでは許されません。このまま地元が強く言わないでいけば、とても早期開通は望むことができません。そこで、町長の御見解、御決意、具体的施策をお聞かせ願いたいと思います。

以上3件について、まず説明させていただきます。

企画ダム対策課長 まず、設楽ダムの交付金についての中で、設楽ダムができると今後、毎年どれくらいの交付金が入るのかという質問でございます。河野議員も風評や噂話に惑わされることなく調べていただいたうえでの御質問かと思慮いたしますが、御質問にありました国有資産等所在市町村交付金につきましては、この交付金法というのがございまして、1号から6号まで規定されております。これは、国又は地方公共団体が6つの内容によって交付金が入ると規定されておりました、その5番目に水道施設又は工業用水道施設のうちダムの用に供する土地及びダムの用に供する固定資産というところで規定されております。いわゆる固定資産税に代わるところとして国有資産等所在市町村交付金が交付されるというものであります。設楽町では、国有林が所在しておりますので、国有林野に係る土地に対する交付金を受けております。平成26年度では、560haで16,932千円でございます。そして、設楽ダムについては豊根ダムのように発電を目的としていませんので、法の中で位置づけている4つ目の発電所、変電所、送電施設に係る固定資産に係る交付金というものの交付対象とはなっておりません。また、電源立地交付金も交付されませんので、ここが豊根村と大きく異なる点であります。そして、設楽ダムは、治水利水を目的として多目的ダムでございますので、治水分に係る固定資産についても交付の対象とはならないものと思われまます。また、ダムについてもまだ着工もされておらず、「ダムの用に供される固定資産額」というのも算定されない現段階では、概算額というのもまったく分かりませんが、設楽ダムと同じような阿木川ダムと小里川ダムが所在する岐阜県恵那市で、平成26年度の国土交通省分の交付金が2,800万円と聞いておりますが、参考になればと思います。

ただし、この交付金は普通地方交付税の基準財政収入額に参入され、75%部分が普通交付税から差し引かれますので、純増額は皆さんが思われるほど大きくないと思っております。ダム未完成の現段階では、この程度しか申し上げられないところであります。

2つ目の旧八橋小学校の公共補償の使い道についてであります。新たにスポーツ広場用地取得に1億円以上の町費を費やす理由は何かというところであります。新たに取得しました町有地、田口字細田地内の約4300㎡は、旧八橋小学校の公共補償による3者契約によるものであります。3者契約による用地取得の場合、用地の提供者と町にメリットがあり、細田の用地取得費が、町の予算から支出されたものではなく、1億円以上の町税を投資したということには当たりませ

ん。また、考え方を簡単にすると、旧八橋小学校の校舎の部分が町へ金銭補償されて、土地の部分が田口字細田の町有地となったというふうに考えるとわかりやすいかと思います。取得目的は、かつてあった田口スポーツ広場が役場庁舎となりまして、その代替用地としての土地で、役場に近接した田口の中心部に町有地が確保できたことで、今後、平面的利用を図っていきますが、将来開発可能性の高い用地として利用していきます。

次に、県道 10 号の設楽根羽線付替え道路の早期開通についてであります。県道 10 号は、津具地区へ通じる重要な主要地方道であります。ですが、建設同意時に最優先完了を約束したものではありません。しかしながら、設楽ダム工事事務所では、他の路線に先駆けて着手をし、最優先で工事進捗が図られています。また、設楽ダム工事事務所の説明では、設楽根羽線を含む付け替え道路の工期については随時状況を精査しながら、最適な工期となるよう、見直しを行っているところであり、供用の時期はできるだけ早く、また部分供用の可能性を含めて検討していくと伺っております。

町長 河野議員から質問をいただいた中で、設楽ダムの交付金という、課長が答えた通りなのですが、御存知のように、他のダムの事例と比較して恒久的にダムを建設されたことにより町へ国からお金が入るかということについては、今申し上げたとおりです。言えば、産業を目的として電源開発等の目的を持ったダムではありませんので、当然そういうようなことになるわけですが、それでは、設楽町にとっても被害をこうむり、また協力した町民にとっても、なんら利益につながるものでなければ、受け入れた側としては、なんらメリットもないじゃないかという話になろうかと思えます。そういうことも含めて建設同意をさせてもらった時に皆さんにもお話を申し上げてはあったのですが、当時の議会の皆さん方ともいろいろご相談を申し上げ、相談をしていく中に、恒久的な財源確保という部分をどうやったらできていけるかという部分を議会の皆さん、また関係者の皆さん方とも相談していただいて、町執行部とも一緒に調整を図ったものがあります。それは、何かというと下流の水の受益エリアの 5 市が設楽町に対して恒久的な財源を確保しようと、それが 50 億というものを下流で出していただいてそれを原資にして、その 50 億を基にした果実でもって設楽町でいろいろな公共性のある事業に使っていけるように、そのための原資として下流からそういったものを位置づけていただいた、こういう経緯があるわけです。それを毎年、豊川水源基金で積み立てをしていただいております。目標を 50 億に定めていただいております。それがもうじき積み上がりますが、それを原資にして設楽町で有益的に使えるように、財源として確保できているということも参考に申しあげておきます。

それから、八橋小学校の公共補償は、課長が申し上げたとおりですが、第三者契約というのがありまして、もともと設楽町の財産が小学校の形で八橋に存在していて、それを水没で無くしては忍びないし、また、お金に換えても町にとってお金だけかという話になりますので、私は、グラウンドはグラウンドという土地の存在をそのまま生かそうということで、田口へそれに匹敵する場所を確保したと、確保するには、その方法として国が補償金を地権者の方にお支払いをしていただく、ご指摘いただいた 8500 万円というのは地権者のほうへ渡っているお金です。設楽町がそのために拠出したということにはなっておりません。設楽町の財源を使って土地を確保したということではないわけです。直接、国と地権者の

方で、その地権者の方が補償を受けられた条件として、後の土地は設楽町の町有地として使ってもいいですよという契約の中でこれが整ったということです。そういうことで設楽町としてお金を出したということはないわけです。それを御理解していただければと思います。

それから、設楽根羽線の付替え道路ですが、まさに付替え道路なのです。水没になってしまいますから、ダムを受け入れるときの設楽町と国との条件の対象のものではないのです。水没になる道路ですので、付替え道路で国の責任で道路を造り変えるわけです。町として一時も早く付替え道路として使えるように、早く道路建設、完成を早めてほしいという働きかけをしている状況ですし、これからもそれをやっていく。1年でも早くとにかくあの道が使えるように、そのように設楽町としては国に働きかけをしていくということです。やり方が違つかそういうことでなしに、国の責任でやる話ですので、我々がダムを認めたときの条件であの道を早く整備せよと言ったものとは違います。国の責任でやるものですので、そういったことを御理解していただければと思います。以上です。

2 河野 丁寧な答弁ありがとうございます。順を追って再質問したいと思いますが、わからなかったところで、ダムそのものから交付されるものというのは、多くないということは今の答弁でわかったのですが、その代わりというか、恒久財源として下流5市から50億という原資をもって町の振興のために使える財源があると理解しているのか、それができるといふことでいいのか。それをどのように生かしていくのか、今後、基金みたいなものですか、50億という基金の考え方についてさらに詳しく教えていただきたいと思います。それから八橋小学校の公共補償の件ですが、どうも、この庁舎を作るにあたって、ここがもともとスポーツ広場というような目的で考えられていたのが、庁舎を建ててしまったのでその代わりに八橋の補償金で隣の細田地区の土地を代替として取得したということのようです。

その辺はわかったのですが、ただ、一町民として、田口地区にスポーツ広場という目的で新たに総額1億円を超えるような土地取得が本当に優先的なことなのかどうかということ、先ほど述べましたように田口地区にはすばらしいスポーツ施設、体育館がありますので、そこに、また田口にそのような場所を確保する意味が、もう少し説得力を持って、他にすばらしい目的があるのか、それともスポーツ施設として考えているのか、それを質問したいと思います。

県道10号に関する付替え道路ですが、これは、当時の横山副町長でしたけれども説明されて回ったと思います。私も津具地区での説明会に出まして聞いておいたのですが、その中で、津具の住民が「津具はとにかく県道10号が危なくて、狭くて、早く改修してもらいたい」という要望が長年の希望でありまして、ダムを同意するのであれば、それは何としてでもやってもらわないといかんと、いうことでお話しして、その時に、横山町長が「それは、いの一に、何をおいても、工事車両と生活車両が一緒になって往来するようなことがあってはならないので最優先でやります」と答えられた。私は、よく覚えております。そういう意味においても、これは、この間の説明会で、国交省の方だったと思うが、「試験湛水のころまでには何とか開通させます」とか、そういうような悠長なことをおっしゃられたので、とてもじゃないが地元住民としてはそんなのは、「ダムの工事ができたら付替え道路もできますよ」と言うような答弁だったと思うので、受け入

られません。住民としては、2、3年のうちには開通させるぐらいの意気込みでやってもらわないと困るのでありまして、今のままでは何が起きるかわかりません。そういうわけで、強い町長の決意と具体的な、そういう取り組みをされるかを、早期開通に向けて、再度質問します。

町長 申し上げましたように、まず、設楽ダムを建設していく過程の、同意をして認める背景の中で、設楽町が恒久的に使える財源というものを確保する必要があるという設楽町としての考え方があったわけです。それを、どういうふうにくら確保することがいいかというところを当時の議会の方々と我々執行部と、それからダムに関連する多くの人たちとの意見集約をする中で、50億がいいか80億がいいか、もともとは100億だというような話もある中で、いろいろ議論に議論を重ねる中で、50億というひとつの決められた線が存在しているわけです。その50億というのは、当時の議員の皆さん方とも時間をかける中で、そういったところへ行きついたわけです。その果実として設楽町が何でも使えるというか、設楽町が公共投資をする場合、いろいろな事業をやろうとした場合には、その財源でもって設楽町が決めて使っていける、そういう目的を持った基金として、今、豊川水源基金で積み立てていただいております。それが、恒久的にずっと、必ず設楽町の財源として確保できるように、裏付けができあがった中でそれが決められていますので、国からの交付金とは別にそういったものも確保されていますよということで認識していただければと思います。

それから、小学校のスポーツ広場の代替えというふうに目的を持ってあの土地を所有しようということで、議会に御説明をさせていただいたわけですが、もともここにスポーツ広場があったわけです。その時にも総合センターのグラウンドがあり、体育館もあり、一連のそういった施設が既にあった状況の中でスポーツ広場があったわけです。そのあったスポーツ広場にこの庁舎を建設したわけです。この庁舎を建設したことによって、従来あったスポーツ広場がなくなってしまった。もともとあった町所有のこの土地はそういう土地だったのです。それを復元しようと、また新たに、しかもお金をかけずに。設楽町の財源でもってその土地を購入するのではなくて、設楽町が負担をしなくてもその土地が確保できるようにという、先ほど申し上げた手段に基づいて、その土地を確保することができたわけです。従来からスポーツ広場はありましたから。ですから、それを町の財源が負担になって、そこを脅かすような状況を作りあげてまでも、あの土地を確保したわけではないということだけは御理解していただければと思います。

それから設楽根羽線は、私が、建設同意をする以前、町民の皆さんに各地区へ行って説明をさせていただいて、河野議員がおっしゃられるように、津具地区で説明申し上げたときには、何をおいてもまず設楽根羽線を最優先で道路を造り変えてくれと、その約束ができるかというお話で、私は約束させていただいております。それに基づいて国に働きかけして、先ほど申し上げた、国の責任で造るべき道路ですので早く造れと、それは今も変わりませんし、これからも言い続けます。ダムの完成までに造りましようなんて言う悠長なことは言っておれんということはそのとおりで、ダムの完成なんて言うのは、水がついてくると並行して道路が完成かというのを待たされる話ではない。そんなスピードではないと認識しています。それは、やはり、生活道路ですので付替え道路を最優先に造って、それからダム本体工事にかかっていくというのが順序です。設楽根羽線は着工し

て道路を建設中でありますけれども、それと並行して後付の予算で転流工を造って、ダムの本体工事に入るといふ順番を踏んでいるのです。一方では、今言う設楽根羽線は、1年でも早く造るように私もこれから働きかけますし、強力に申し上げていきたいと思っています。そういう事情ですので御理解をいただきたいと思ひます。

2 河野 大体、事情は分かりましたが、とにかく、県道10号の早期開通というの、とりわけ津具地区の住民にとっては悲願でありますし、そのうちでは、絶対いけないわけで、そのためであればどのような陳情であろうが、請願であろうが、署名集めであろうが、やる意思はありますし、とにかく町と住民が一体となって早期開通に向けて最善の努力をしていこうと思ひますので、町長、よろしくお願ひします。

それから、スポーツ広場、公共補償の使い道ですが、3者契約があつてとか、ここがもともとスポーツ広場としてあつたものであるということですが、スポーツ広場としてどのように利用されていたかも、田口地区の人間でない者にはわからないところがありまして、既に、すばらしいグラウンドがあつて、夜間照明の施設もあつて、横には大きな体育館がありますので、なぜかなというの町民の素朴な疑問だと思ひるので、そういうことも知らない住民が多いと思ひますのでわかるように、今後、説明していただきたいと思ひます。

交付金の件については、50億の基金があるということが、はっきりわかりましたので、今後の使い道については、設楽町民にとって、有意義な使われ方ができるように運用していただきたいと、我々議員も注視していきたいと思ひます。

以上、質問を終わります。

議長 これ、河野清君の質問を終わります。お諮りをします。休憩を取りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 2時35分まで休憩としたいと思ひます。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に1番今泉吉人君の質問を許します。事前にお願ひしておきますけれども、朝お願ひをいたしましたとおり、2時45分になりますと放送が入りますので、質問の途中でも一度やめていただいて、黙とうとしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

1 今泉 まず、東日本大震災の5年目に対して心からお見舞い申し上げます。途中、私の質問時間で入ると思ひますが、それはご容赦ください。この件につきまして、設楽町管内でもいつどこで、台風だとか集中豪雨だとか、このようなことがあり、土砂災害が発生するかもわかりません。このことを肝に銘じておきたいと思ひます。その点につきまして今日、1件目の質問をさせていただきます。

設楽町が維持管理している河川護岸の洗掘被害状況についてお話しします。河川工作物である河岸は、主に堤防や河岸を洪水等の浸食作用から保護し、社会資産を守る重要な役割を担っていると思ひます。設楽町も毎年、河川整備が進められていると思ひますが、現状では、老朽化に伴い、川床が流水の影響を受けて洗掘され、根固め工や基礎工が根浮き流失し、護岸工が不安定となり、いずれは崩壊を招かざるを得ない箇所が年々増加し、効率的な維持管理の実現が急務となつて

いると思われます。そこで、現在、設楽町が維持管理している河川は、大小併せて、150 か所以上あると聞いています。このような河川が老朽化に伴い洗掘されると、基礎工が壊れ、いずれやそれが基で大変、危険な状態になってしまいます。また、河川においては、川底の表面に葦が生い茂り、水流を変えて基礎工に水が集中してしまいます。このまま放置すると河川そのものが駄目になり、護岸が崩れ落ち、道路 田畑、家屋などに水が溢れ出し被害が出るのが懸念されます。そこで質問ですが、下記の質問にお答え下さい。

1、設楽町には、町民に被害を及ぼしそうな危険な河川の箇所は何か所あり、今現在、河川修繕をしている箇所はありますか。2、川底に葦が生い茂っている現状をどうお考えですか。3、このような現状を町として、どのように対処しますか。以上、1 回目の質問とします。

建設課長 今泉議員の町が管理している河川の維持管理についての質問に対し、お答えさせていただきます。

始めに、町内の河川の種類や維持管理の主体について説明します。河川の種類につきましては、河川法という法律により 1 級河川に指定されているものが、豊川や大入川を始め 11 河川、準用河川に指定されているものが鹿島川や後山川を始め 14 河川あります。1 級河川、準用河川の他に普通河川があり、これは一般的に青線と言われるもので、法定外公共物として取り扱われます。ただし、普通河川の中でも砂防法により砂防河川として指定されたものが、野々瀬川や油戸川を始め 83 河川あります。続いて管理主体について説明します。1 級河川は、豊川の設楽ダム本体ができる約 1 キロメートル下流から湛水区域までを設楽ダム工事事務所が管理し、ダム区域以外の豊川と大入川始め 10 河川については、愛知県で維持管理を行っています。また、14 の準用河川については、設楽町が維持管理しています。次に普通河川の内、砂防河川ですけれど、砂防堰堤や護岸など愛知県において施工された砂防施設については、愛知県において維持管理をしていますが、砂防施設と関係ない区域や普通河川については、青線扱いとなりますので、基本的には地元で管理をお願いしています。ただし、大雨等で河川の石積みが決壊した時や土砂の浚渫などについては、災害復旧事業の予算と河川整備費の予算で、護岸整備、土砂浚渫、重機借り上げなどを町が行っています。

今までの説明を踏まえ、今泉議員の質問にお答えします。

1 つ目の「設楽町には、被害を及ぼしそうな危険な河川の箇所は何か所あり、現在、河川修繕している箇所はありますか」という問いでございますが、1 級河川を除き、準用河川、砂防河川、普通河川で 47 件の苦情を町民の皆さんからいただいております。町道同様、苦情をいただいたらなるべく早い時期に現場を確認し、緊急性や重要性を把握しています。そうした点検を行っている中で、緊急にどうしても危ないような修繕等が必要な箇所は、ほとんどないと認識しています。しかしながら、いつ集中豪雨等が来るか分かりませんので、予防的措置を含めて毎年、護岸整備や河川の浚渫を行っています。ちなみに、25 年度は、護岸整備 1 か所、浚渫 2 河川、26 年度は護岸整備 1 か所、浚渫 1 河川、27 年度は護岸整備 1 か所、浚渫 1 河川を実施しています。また、28 年度には、護岸整備 1 か所、浚渫 2 河川を予定しています。

2 つ目の「川底に葦が生い茂っている状況をどう思うか」という点ですが、川幅一杯に葦が生えていると河川断面を阻害することが懸念され、大雨時のオーバ

一フローが気になります。しかしながら、土砂の浚渫を行っても、葦は強く、翌年には自生してくるなど手を焼いているのが現状で、葦対策の特効薬がなく、地道な対策ですが浚渫を行っていくしかない、今の段階では思っています。

3つ目の「このような現状を町として、どのように対処するのか」という点ですけれども、1級河川や砂防河川の施設につきましては、管理主体であります愛知県に対して、浚渫や護岸整備等を進めていただくよう、これからも積極的に要望していきますし、準用河川や普通河川については、町の河川整備費という限られた予算の中で、緊急性などを考慮しながら、浚渫工事や護岸整備工事など、少しでも地域の要望にお応え出来るように進めていきたいと思っております。また、地域の皆さんには、草刈りなど河川環境の整備に積極的な御協力を賜りたいと思っておりますが、町としても、例えば刈った草を集めるための重機の貸出など、できる限りの地域の皆さんへ支援をしていきたいと思っております。以上です。

(中断 黙とう)

- 1 今泉 設楽町の維持管理している河川を現在順番にやっていることが先ほどの説明でわかりました。ありがとうございました。ただし、一番今、私が心配しているのは、河川に生えている葦でございます。葦の特効薬がないと言われても何かほかの方法がないかということを考え付かないでしょうか。それをお答え願いたい。

建設課長 現実的に、河川ですので、生物が生息していますので除草剤等をまいて影響を与えるわけにいかないというのが現状だと思います。刈っても浚渫より余計悪くて、すぐ生えてしまいますので、地道な対策としては、浚渫をやっていくしか現時点ではないと認識しています。以上です。

- 1 今泉 わかりました。なければやむを得ないと思っておりますが、何とか良い方法をどこかで考えたらよいと思っております。

続いて再質問します。このような河川護岸の修繕が必要な河川は、4学区内に数多くあると思っております。その中でも、設楽町の一角である津具地区の町民数名から、津具地区を流れている、瀬戸川が老朽化に伴い、基礎工事部分が流水の洗掘を受け、何か所もコンクリートの基礎が崩れ落ち破壊しそうな箇所が多数見受けられ、そううち被害が出る、なんとかならないかと要望を受けています。私も現地を確認していますが、このまま放置すると大雨等で護岸が崩れ落ち、町民の財産に被害を及ぼす可能性があることを確認しました。この件にあっては、津具地区の町民が数年前から、役場に写真、見取り図等を一緒に提出し、また、口頭等でも何回も要望しているようですが、一向に取りあってくれないと言っていました。私も、住民の代表として行政機関に質問しますが、関係者の方から河川修繕をして欲しい旨を受けているにもかかわらず、何も動かないとはどういうことですか。また、関係者が数回も作成した、現場写真、測量した地図は、私も、関係者から預かり昨年、直接、町建設課に同写真等を添えて提出し要望しましたが、進展しているのですか。何の回答も受けていませんが、どうなっていますか。これは私の懸案事項です。答弁願います。

建設課長 今、議員から質問のありました瀬戸川につきましては、確かに私のほうで27年の8月に写真等をつけていただいているのは事実です。先ほども言いましたように、この瀬戸川護岸については、砂防指定地域内の砂防施設ですので愛知県によって修繕等していただくというのが原則になります。愛知県のほうで言いま

すと、砂防の施設自体の修繕等費用がほとんど無いというような状況で話を聞いていますので、うちのほうといたしましても、先ほど答弁の中でお話しさせていただいたように、愛知県に対して現状をよく見ていただいて早期の修繕を要望していく形しか今のところ手立てがないという状況になっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

1 今泉 このような件で町民の方だとか行政区長だとか皆さんが、要望を町のほうに上げているのですが、その回答というものをやはり、毎日とは言いませんが、少なくとも半年に1回くらいは、今どのように進展しているのか、そのような回答をしてもらえると、おそらく要望した人も、「まだ、やってくれな」と思っただけで町に苦情だとかそういうものは出ないと思ひますが、その点をお伺ひします。

建設課長 この件については、県との調整が遅れていまして返答が遅れたことに対し申し訳なく思っただけですが、常に町道の管理、河川、要望等がありましたら、愛知県にお願ひしていますよとか、町ができるものに関してはできます、もう少し様子をさせていただきたいものは様子を見させていただきたいと、常になるべく早い時期に回答をさせていただくようにしていますが、この件に関しては、遅れたことに対し申し訳ないと思っただけです。常日頃から、職員が一生懸命現場を確認させていただきまして、なるべく早い時期に工事ができる、又は、要望に対して修繕ができるような形で努力させていただいておるしますので、その点については御理解をいただきたいと思ひます。

1 今泉 ありがとうございます。これからそのようなことでやっただけであれば、おそらく要望書を出した人も喜んでくれると思ひます。それともう一つ、町民は町に対して、町が動いて欲しい等、色々な要望を窓口へ訪ねてくると思ひますが、現在もこういうことで、先ほどから要望関係を言っただけですが、その処理、決済は、課長止まりですか、それとも副町長、町長まで仰いでいますか。副町長の答弁願ひします。

建設課長 現実的に、重要性を考へて、中身の内容を考へて、私のほうで判断させていただいて、道路に穴が開いただとか、そういうことについては特に副町長まで決済を上げずに私のほうの判断で修繕ができるものについてはやらせていただいています。特に重要と思われるものについては、決済を上げていく形にしていますけれども、ほとんどの場合は、簡単な維持修繕のほうが多いので、私のほうで止めさせていただいているという状況です。

副町長 役場の内部の決裁の話をしていただきます。町長から委任という形で副町長決済、そして課長決済という形になっておる。今、建設課長が申し上げましたように軽微なものについては、課長が判断して決済しておる。それぞれ重要な度合いに応じまして、私のところまで来る場合もあるし、これは町長の決済があるなというものについては、町長決済という形で決済をさせていただいておる。また文書につきましてもそれぞれ決済区分が決まっておりますので、それによりまして決済しておる。今、議員が言われたように、なるべく住民に身近なもので早急にやらなければいけないような重要な案件につきましても、私なり町長まで上げて速やかに対処するように努めていきたいと思っただけです。よろしくお願ひします。

議長 今泉吉人さんにお願ひします。この通告の文書からは、そのところは読み取れませんが、通告の内でお願ひしたいと思ひます。

1 今泉 そういわれるかなと思いましたが、一応さっき言ったように河川の関係の絡みの要望の件で要望が出たのです。要望の件でどうなっているのかということ伺いたくて聞きました。誠に申し訳ございませんでした。もう一個、今の件で申し訳ないのですが、こういうものを、処理簿というものを作っていますか。一般住民の方が、例えば、処理簿というものをこちらに備え付けて一般の住民の方が見えるように何かしますかね。

議長 吉人さん。申し訳ないですが、通告外なので、この質問は認めませんので、違う形で質問してください。

1 今泉 わかりました。それでは、そのようなことで私の質問は終わります。

議長 これで今泉吉人君の質問を終わります。

【散会宣言】

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会とします。

散会 午後2時59分